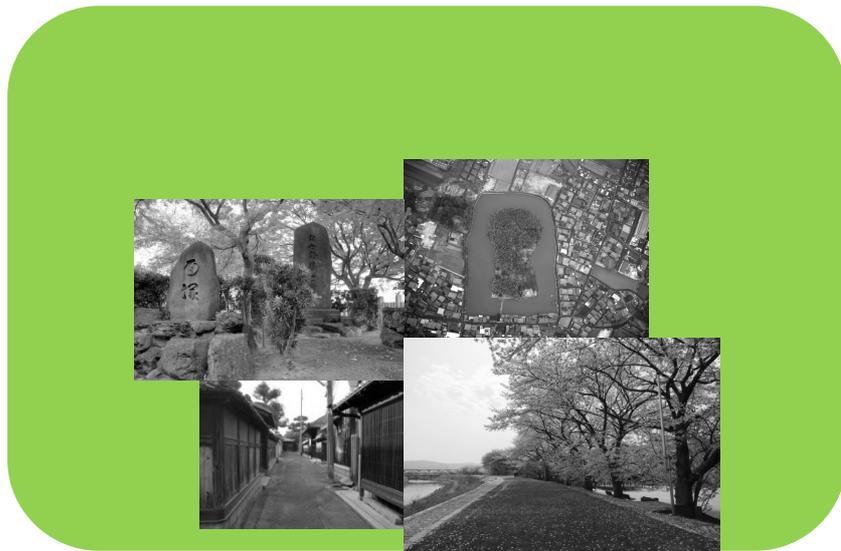


川西町第2次総合計画

後期基本計画

～にぎわい やすらぎ うるおいのまち かわにし～

平成24年3月



『にぎわい やすらぎ うるおいのまち かわにし』
をめざして、更に前進を



川西町では、平成 18 年度に「安心と安全のある暮らしと、自然豊かでうるおいのある人間都市」をまちづくりの目標とし、めざすべき将来像『にぎわい やすらぎ うるおいのまち かわにし』を掲げた「川西町第 2 次総合計画」を策定し、その実現に向けた様々な取り組みを進めて参りました。

平成 23 年度を目標年次とする前期基本計画の推進期間 5 年間で振り返りますと、わが国は東日本大震災による未曾有の大災害をはじめとして、単独政党による政権交代や長引く世界経済の低迷とかつてない円高不況など、私たちの予想を超える災害被害と社会経済情勢の大きな変化を経験いたしました。

本町におきましても、私たちを取り巻く社会情勢は厳しく、少子高齢社会への対応、地域経済の活性化とともに、快適な暮らしを支える都市・生活基盤の向上などが、より一層求められています。

このような多岐にわたる課題に皆様とともに取り組んでいくために、このたび新たに、平成 28 年度を目標年次とする後期基本計画を策定いたしました。

引き続き『にぎわい やすらぎ うるおいのまち かわにし』の実現のために、住民の皆様とともに一層、尽力してまいり所存でございます。

このたびの後期計画の策定にあたりまして、住民各位をはじめ、審議会委員各位、町議会議員各位の多大なご指導、ご鞭撻を賜りました。

ここに改めまして、厚く御礼申し上げます。

平成 24 年 3 月

川西町長 上田 直朗

川西町第2次総合計画（後期基本計画）・目次

町長あいさつ	1
第1部 総論	5
第1章 策定の趣旨	6
第2章 策定の背景	8
第3章 まちの特性と課題	16
第2部 基本構想	19
第1章 基本理念	20
第2章 めざすべき将来像	21
第3章 まちづくりの基本方針	22
第4章 将来人口の目標	27
第5章 土地利用の基本方針	28
第6章 基本構想推進にあたって	31
第3部 基本計画	35
第1章 住民一人ひとりが輝く人間都市	36
1 人権が尊重されるまちづくり	38
2 多様な住民活動が連帯するまちづくり	41
3 子どもの笑顔があふれるまちづくり	44
4 健康で生きがいを持てるまちづくり	51
5 やさしさと思いやりの見えるまちづくり	55
第2章 住む喜びが実感できる人間都市	64
1 ふるさとの風土を大切にするまちづくり	66
2 快適で安全な暮らしがあるまちづくり	70
3 自然と共生するまちづくり	77
4 誰もが快適なまちづくり	81

第3章 活力とにぎわいのある産業人間都市	86
1 知恵と技術を創造するまちづくり	88
2 人と情報が行き交うにぎわいのあるまちづくり	94
3 広域交流の役割が果たせるまちづくり	98
第4章 基本計画推進にあたって	104
1 住民との協働によって築かれるまちづくり	106
2 機能的で効率的な行政経営を進めるまちづくり	108
3 周辺地域とともに歩むまちづくり	110
川西町第2次総合計画（後期基本計画）資料編	111



第1部 総論

第1章 策定の趣旨

第1節 総合計画の目的

本町ではこれまで昭和54（1979）年度の「川西町基本構想」策定に続いて、昭和62（1987）年度に「明るく、住みよい、豊かに伸びゆくまち」を将来像とした「川西町基本計画」を策定し、その実現に努めてきました。

その後、平成5（1993）年度に策定した川西町第1次総合計画では基本理念を受け継ぎながら、引き続きその実現に向けて、さまざまな施策事業を進めてきました。

その間、地方分権の気運の高まりとともに、市町村合併の要請など自治を取り巻く社会の動きや国の制度のあり方が大きく変化してきていることと併せて、少子高齢化の進行への対応や行財政改革の要請に的確に対応する必要に迫られています。

また、今日、住民の価値観は大きく変化してきており、人と人とのつながりを基本とした心の豊かさが一層求められる中で行政の役割も大きく変化してきています。

総合計画は、本町を今後「このような地域にすべき」という将来像を見据えながら、住民が行うべきこと、行政が行うべきこと、住民と行政が力を合わせて進めていくものなど、本町の今後の進むべき方向性を具体的に示す計画です。

これからのまちづくりを展望するためには、本町を取り巻く社会経済環境の変化を把握するとともに、本町のさまざまな課題を十分に認識し、これらの状況に対応できる本町の発展の方向性を明らかにすることが求められています。

その上で住民と町行政が手を携えて、共にまちづくりに取り組める指針となる「川西町第2次総合計画」をここに策定するものです。

第2節 総合計画策定の視点

本町は、水や緑の豊かな自然に恵まれるとともに交通の要衝に位置し、古来より大和盆地の中心的なまちとして栄えてきました。近年においても、これらの歴史や地域特性を活かした「川西町総合計画」を平成5（1993）年4月に策定し、着実な都市政策を進め、「住む喜びが感じられる」まちづくりを基本に中核的な田園都市として発展してきました。

しかし、少子・高齢化、国際化、高度情報化、環境問題、資源・エネルギー問題などの時代の潮流とあいまって、行政ニーズも多様化・高度化しています。

また、地方分権社会においては、地域社会自らが「自己決定と自己責任」という基本理念の下に、その実現に向かって活動することが求められています。

さらに、住民がまちづくりなどの社会活動に自主的、主体的に関わる意識や活動が広がっています。これらのことから今後は、住民と行政とのパートナーシップを構築しながら、それぞれが意志と責任をもって取り組む「¹協働のまちづくり」が求められています。

第3節 総合計画の構成と目標年次

総合計画は、基本構想、基本計画及び、年度ごとに策定する実施計画により構成します。

1. 基本構想

基本構想は、本町の10年後（平成28（2016）年度）の将来を展望し、まちの将来ビジョンを表すものとして基本理念と将来像を示すとともに、これを達成するための基本方針を明らかにし、総合的かつ計画的な行政運営の指針となるべきものとしします。

2. 基本計画

基本計画は、将来像を達成するための施策方針です。計画期間は総合計画の期間の後期に相当する平成24（2012）年度から平成28（2016）年度の5年間として、具体的な戦略プロジェクトと主要な施策・事業及びこれらに関する社会指標を示し、政策評価（ベンチマーク）により達成度を点検するものとしします。

3. 実施計画

実施計画は、基本計画に定められた施策を具体的な事業として財政的な裏づけを持って実施していくことを目的とし、3年間の計画をローリング方式により毎年度策定し、施策方針を達成するための具体的な手段である事務事業の達成目標を明確に定めることなどにより、実効性の高い計画としします。

¹協働 同じ目的のために、協力して働くこと。

第2章 策定の背景

第1節 本町を取り巻く社会潮流

1. 自治を取り巻く社会潮流

(1) 地方が主役の時代です

地方分権を進めるためには、これまでのような行政主導ではなく、住民を主役とした行政との「協働と連携」を進めることによって、まちの特性を活かした特色あるまちづくりと効率的で持続可能な行財政運営を図りながら、きめ細かな質の高い行政サービスの提供を行っていく必要があります。

(2) 効率的な行財政運営が求められます

国も地方も税収の落ち込みと膨らみ続ける国債・地方債（歳入不足を補う借金などの債務）を抱える中、今後は従来にも増してより簡素で効率的な行財政の執行体制を確立していくことが求められています。そのためには、これまで以上に効率的な行財政運営が求められます。

(3) さまざまな分野で国際化が進展しています

国際化の進展によって地域や国を超えた人々の交流が、一層進んでいくと思われれます。本町においても就労や居住する外国人も増加傾向にあり、互いの人権尊重や交流促進によって多文化共生の考えや相互理解を深めるなど、進展する国際化社会への対応が求められています。

2. 暮らしを取り巻く社会潮流

(1) 少子・高齢社会が急速に進みます

高齢者福祉サービスや子育て支援の実施にともなう財源や人的資源の確保が急務となっており、これまで進めてきた高齢者の生活支援、介護予防対策などの福祉施策の再構築と施設の効率的な活用、人材の確保など少子・高齢社会へのさらなる対応が必要となります。

(2) これまでの安全神話が危うくなっています

自然災害も各地で多数発生しており、また、食生活と住環境においても食肉の病原性汚染や建物の耐震構造の問題と加えて、犯罪の増加と凶悪化など、私たちの暮らしを脅かす災害や社会不安はますます大きくなっており、これらに対する安全対策が求められています。

(3) 環境と共生する暮らしの時代です

環境汚染が地球規模で議論されている中で、地球環境問題は時を経るごとにその深刻さを増しています。このため、自然環境への負荷をできるだけ少なくする暮らしの実践が求められています。

3. ひとを取り巻く社会潮流

(1) 物の充足から心の充足が求められています

経済至上主義で進んできたわが国においては、生活が物質的に豊かになる一方で、コミュニティの希薄化を招く結果となり、これまでの効率性や経済性を追い求めることから、地域活動や生涯学習などを通じて、人々が互いに豊かな心の充足ができる地域社会が求められています。

(2) 人権の尊重がまちづくりの基本です

家庭内暴力や児童虐待とともに、部落差別、性や年齢、国籍等による差別などのさまざまな人権侵害をなくしていくために、互いを思いやり尊重し合う、最も基本的な人権尊重の精神を醸成することが求められています。

(3) ICTの進展により社会が大きく変わります

インターネットや携帯電話などのICT（情報通信技術）の進展と普及は、飛躍的に発展しており、住民の価値観や生活様式の変化に大きく影響を与えており、住民の暮らしや産業の変化を促しています。一方で、住民のプライバシー保護や誰もが利用できる行政情報システムの確立など、行政サービスにも新たな対応が求められます。

第2節 まちづくりアンケートに見る住民意向

本計画策定にあたっては、平成18（2006）年（前期計画調査）および23（2011）年（後期計画調査）にまちづくりアンケートを実施しました。その主な結果は次のとおりです。

1. アンケートの概要

調査対象	町内に在住する18歳以上の住民
調査方法	1,600人を無作為抽出の上、郵送による配布・回収
調査基準日	前期計画調査：平成18（2006）年1月1日 後期計画調査：平成23（2011）年11月1日
調査期間	前期計画調査：平成18年1月17日から平成18年1月31日 後期計画調査：平成23年11月1日から平成23年11月30日
有効回答数と回収率	前期計画調査：有効回答数766 回収率47.9% 後期計画調査：有効回答数700 回収率43.8%

2. 主な結果のまとめ

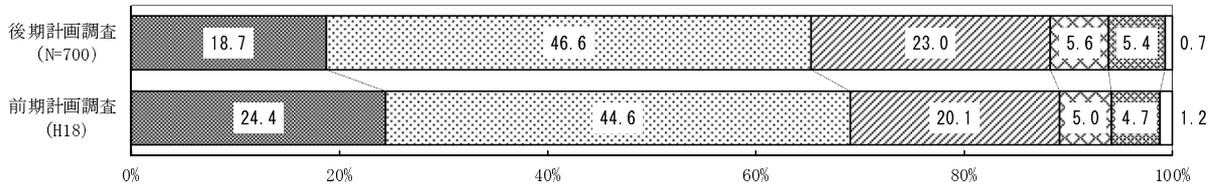
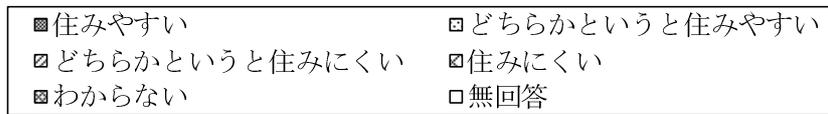
(1) 住みごちについて

住みごちについては、「住みやすい」が18.7%、「どちらかという住みやすい」が46.6%で、合わせて65.3%の人が住みやすいと回答しています。

一方、「どちらかという住みにくい」は23.0%、「住みにくい」は5.6%で、合わせて28.6%の人が住みにくいと回答しています。

前回調査と比較すると、「住みやすい」が前回より5.7ポイント少なくなり、「どちらかという住みやすい」が2.0ポイント増加しています。

【Q5】居住性

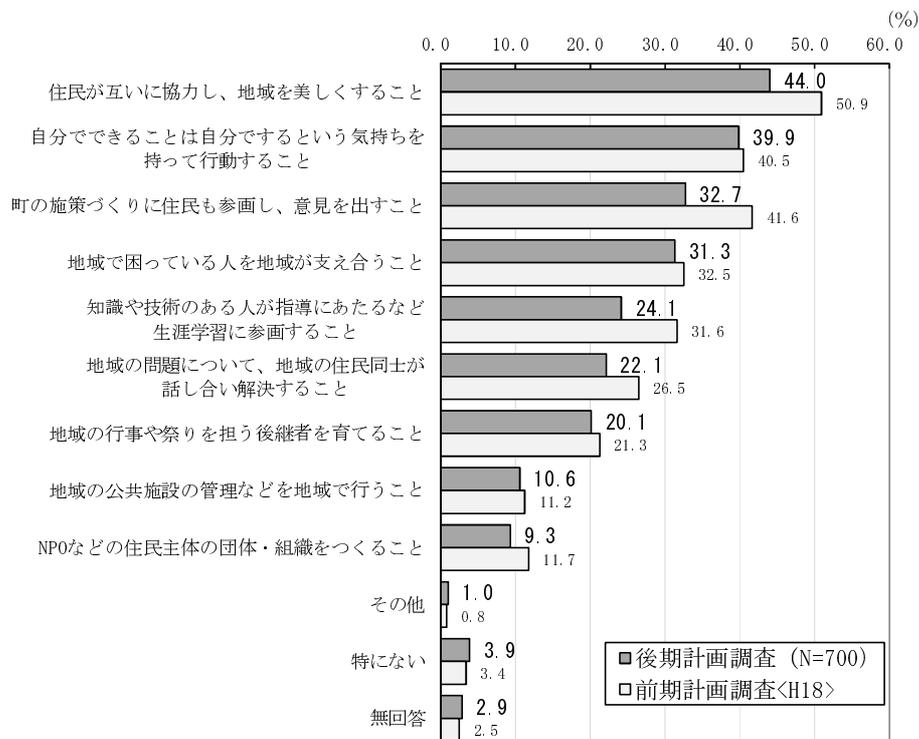


(2) 住民がまちづくり参加できること

川西町をもっと住みよいまちにするために、住民ができることはどのようなことかたずねたところ、「住民が互いに協力し、地域を美しくすること」が最も多く 44.0%、次いで「自分でできることは自分でするという気持ちを持って行動すること」39.9%、「町の施策づくりに住民も参画し、意見を出すこと」32.7%、「地域で困っている人を地域が支え合うこと」31.3%などの順となっています。

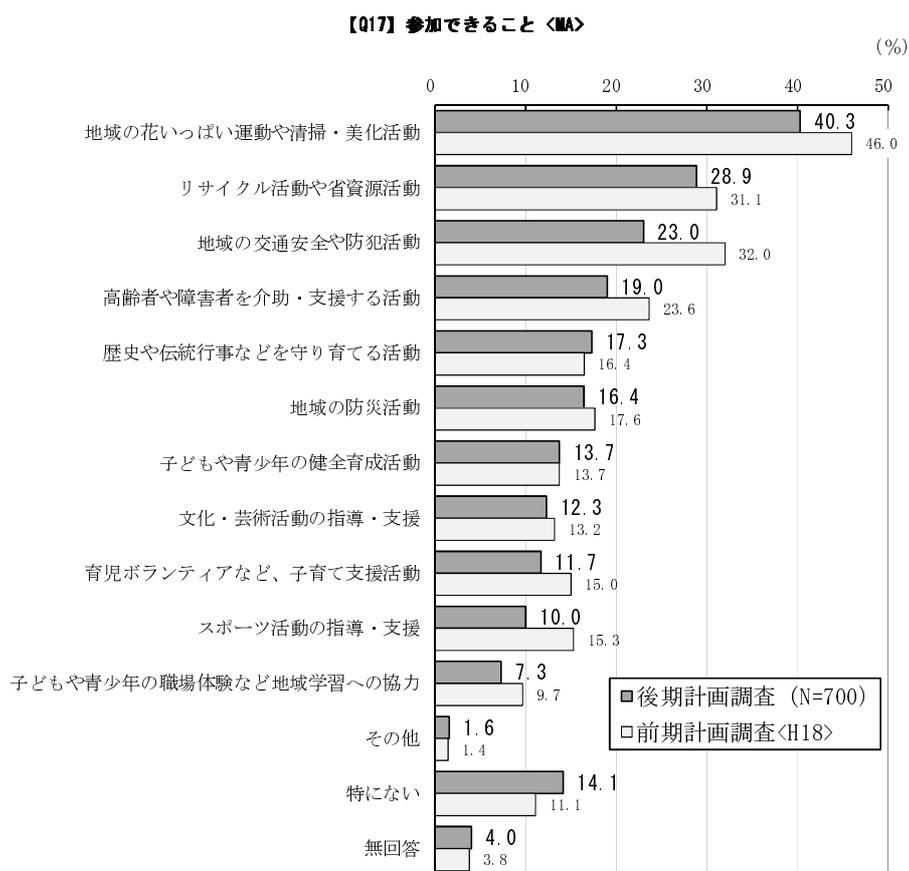
前回調査と比較すると、前回 2 位の「町の施策づくりに住民も参画し、意見を出すこと」への回答が 8.9 ポイント減少し 3 位となっています。

【Q16】住みよいまちにするためにできること <MA>



(3) 自分がまちづくり参加できること

自分自身が『何かに参加する』とすれば、どのようなことができるかをたずねたところ、「地域の花いっぱい運動や清掃・美化活動」が最も多く40.3%、次いで「リサイクル活動や省資源活動」28.9%、「地域の交通安全や防犯活動」23.0%などの順となっています。前回調査と比較すると、ほぼ同様の傾向でした。



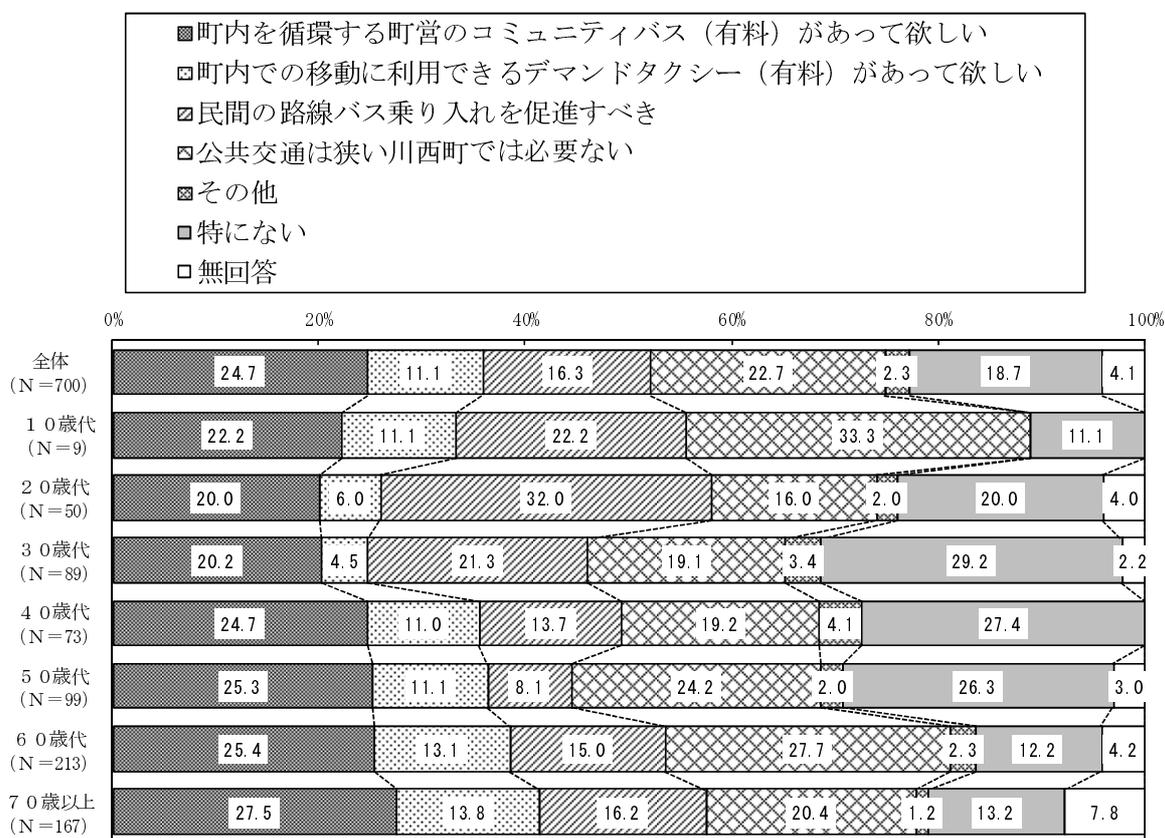
(4) 川西町内の公共交通のあり方について

川西町内の公共交通のあり方についてたずねたところ、「町内を循環する町営のコミュニティバス（有料）があって欲しい」24.7%、「町内での移動に利用できるデマンドタクシー（有料）があって欲しい」11.1%、「民間の路線バス乗り入れを促進すべき」16.3%となっています。

一方、「公共交通は狭い川西町では必要ない」は22.7%となっています。

年齢別にみると「民間の路線バス乗り入れを促進すべき」が20歳代で30%以上をしめています。「公共交通は狭い川西町では必要ない」は10歳代で30%以上となっています。

【Q23】 川西町内の交通のあり方

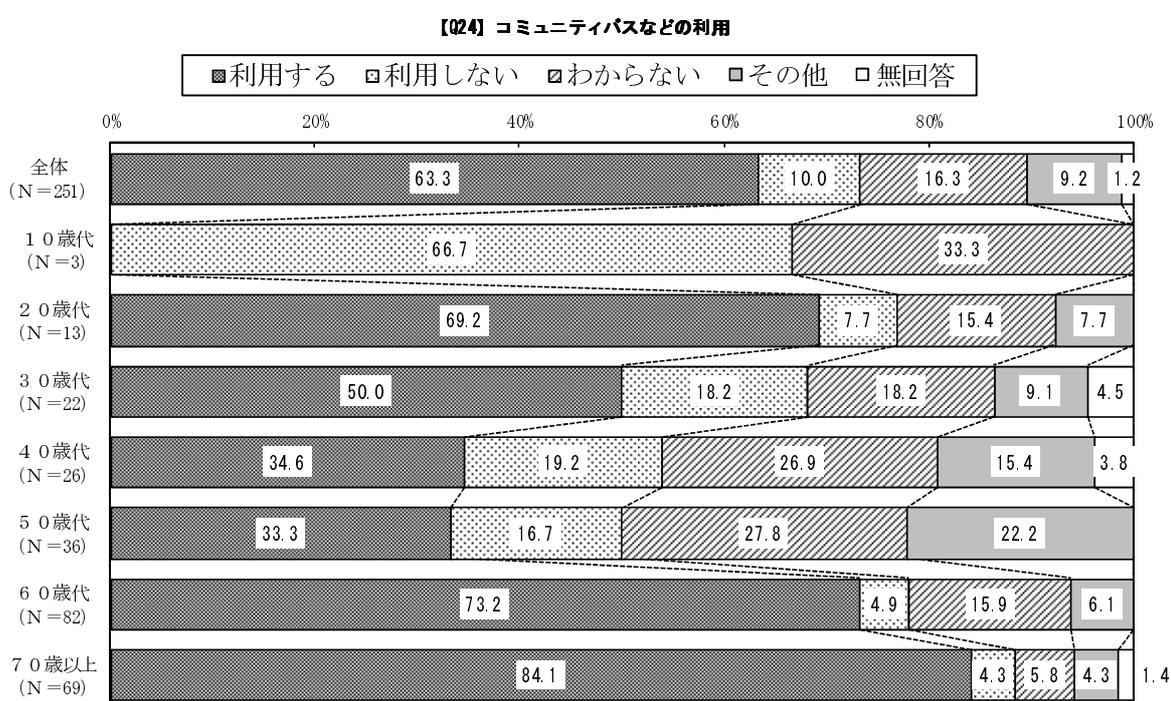


(5) コミュニティバスなどの利用

川西町内の公共交通のあり方についての質問で「コミュニティバスがあって欲しい」「デマンドタクシーがあって欲しい」のいずれかを選んだ人に対して、町内を移動するためのコミュニティバスなどが、運行されれば利用するかどうかたずねたところ、「利用する」63.3%、「利用しない」10.0%となっています。

一方、「わからない」が16.3%となっています。

年齢別にみると「利用する」が60歳以上で70%以上をしめています。



(6) 分野別に必要なことなど

分野別に、特に必要なことや充実すべきことをたずねたところ、それぞれ次の項目が上位3位となりました。

分野	上位にあがった項目	今回調査 (%)	前回調査 (%)
基盤整備の必要施策	道路の安全性や快適性の向上	41.3	38.5
	鉄道(近鉄橿原線)の利便性の向上	33.0	34.1
	町道など生活道路の利便性の向上	31.3	33.9
安心・安全に関わる必要施策	消防や救急体制の強化	35.0	35.1
	防犯灯の設置	32.6	33.4
	河川のはんらんを防ぐための治水対策	29.1	19.7
健康・福祉の充実施策	高齢者や障害者福祉の充実	41.6	36.7
	医療の充実	38.7	35.8
	健康診断など保健サービスの充実	33.1	37.7
教育・生涯学習の充実施策	学校教育の内容や施設の充実	39.4	34.3
	子どもや青少年の健全育成	37.4	41.6
	生涯学習機会の充実	28.9	30.0
人権尊重の充実施策	明日を担う子どもの人権を守るための取り組み	46.4	51.3
	認知症の方の保護など高齢者の人権を守るための取り組み	44.9	38.6
	障害のある方の自立と社会参画の実現に向けての取り組み	30.3	31.9
産業振興・活性化の必要施策	駅前の利便性の向上のための再開発	55.3	57.0
	商業・サービス業の振興	40.9	37.5
	企業誘致の推進	26.3	20.0
行財政改革の必要施策	役場の仕事の効率化・迅速化(スピードアップ)	33.0	33.2
	より多くの人たちが利用できるよう公共施設の活用方法を柔軟に見直すこと	26.6	28.7
	民間でできることはできるだけ民間委託すること	22.9	19.1

第3章 まちの特性と課題

本町の概況や住民意向から、今後のまちづくりに活かしたいまちの特性と取り組みたい課題を次のとおり整理します。

1. 安心・安全の地域が必要です

地震、台風、土砂崩れ、大雪などの自然災害が多く発生し、各地で深刻な被害がもたらされている今日、本町においても日頃から、住民が防災意識を高め、行政の防災体制はもとより、家庭や身近な地域を単位とした防災への取り組みを促すことが必要です。また、私たちの生命と暮らしを守るため、家庭や地域における防犯と安全意識を高め、子どもから高齢者までみんなにとって安心・安全の地域づくりを進める必要があります。

2. 人権尊重を基本としたまちづくりが求められています

人権教育と啓発を進めることにより、児童虐待や高齢者虐待、セクシュアルハラスメント、ドメスティックバイオレンス（DV）、などの人権侵害を未然に防ぐとともに、あらゆる人権侵害に対応できる相談やケア体制の強化・充実を図る必要があります。

3. 自然にやさしい暮らしの実現が求められています

河川と田園は本町の自然環境の大きな特徴となっており、このような自然環境を保全・活用するとともに、自然にやさしい暮らしをめざすために、環境汚染などへの監視の強化を進める必要があります。また、環境保全のための町としての指針づくりが必要です。

4. 成長するまちの基盤整備が必要です

本町は、近畿圏のほぼ中央に位置していることから、広域幹線である国道24号、25号をはじめ、京奈和自動車道、西名阪自動車道等へのアクセスが容易であるなどの交通立地に恵まれています。

このような本町の立地条件を活かしながら、企業の進出意欲を高める基盤整備を進めることが求められています。

5. 快適で安全な交通ネットワーク整備が必要です

本町では一部の県道、町道において朝夕の通過交通車両によって住民生活に支障をきた

しています。そのために道路交通や公共交通をもっと便利にするための交通ネットワークの形成とともに、²ユニバーサルデザインによる歩行者や自転車が安心して通行できる快適で安全な道づくりが必要です。

6. うるおいのある市街地の形成が必要です

土地利用計画及び都市計画の適切な運用による新たな市街地形成の検討を行い、優良企業の進出意向へ対応した用地の確保やにぎわいの核となる「まちの中心核」の創出、うるおいのある市街地景観の整備が必要です。

また、町内には近鉄橿原線結崎駅がありますが、周辺市街地環境の利便性を高めるとともに、ユニバーサルデザインの理念に基づいた駅周辺施設整備を図る必要があります。

7. 商業サービスの強化と充実が求められています

近年、全国的に多数の大型小売店舗が郊外に進出したことにより、車社会に対応した商業環境が大きく進化し、買い物の利便性や多様性が高まりました。しかし、本町には大型小売店舗などの商業施設は少なく、近隣市への消費の流出がみられます。一方では、小規模小売店が減少し、車に頼らない住民や高齢者にとって日常の消費生活が不便になっています。これらのことから便利で豊かな消費生活を支える多様な形態の商業サービスの提供や商業施設の充実が求められています。

8. 観光ネットワークの形成が必要です

本町には4世紀末頃に築造されたと考えられ、近年の調査により、多量の埋蔵物が出土するなど、奈良盆地最大級の規模を誇る島の山古墳のほか、富貴寺などの古刹をはじめとして歴史資源が豊富であり、また、能楽発祥の地という伝統文化の心が息づいているまちです。このような歴史文化資源を活かした魅力ある観光ネットワークを形成する必要があります。

9. 地域福祉のネットワークの確立が必要です

本町はこれまで地域に根ざした福祉のまちづくりが進められてきました。今後は少子高齢化が進む中、このような福祉環境や高い住民意識を活かしながら子育て家族や障害者、高齢者が安心できるあたたかい地域福祉のネットワークを進める必要があります。

²ユニバーサルデザイン だれもが利用しやすいように最初からデザインすること。

10. 健康づくり支援が必要です

長寿社会の到来もあって、住民の健康に対する関心はますます高まっていますが、一方で、日常生活におけるストレスや運動不足、偏食などによる生活習慣病をはじめとして、私たちの健康を損なうさまざまな要因や疾病が指摘されています。

このため、本町の自然環境と健康づくりの拠点施設を有効に活かしながら、住民が心身ともに健康な暮らしを実現するために、食の安全の確保、生活習慣病の予防、食育の推進、スポーツの奨励など、住民が取り組む健康づくりへの支援体制の充実が必要です。

11. 心豊かな人づくりが求められています

核家族化などによる家庭環境の変化や地域コミュニティの希薄化などが子どもたちの成育にも影響しており、生きる力や他人を思いやる心の教育が一層重要となっています。また人生80年の長寿社会が到来し、個人の生活様式や嗜好が多様化する中で、情報化、国際化など時代に対応した多様な学習ニーズに対応した生涯学習プログラム及び人材の育成が必要です。





第2部 基本構想

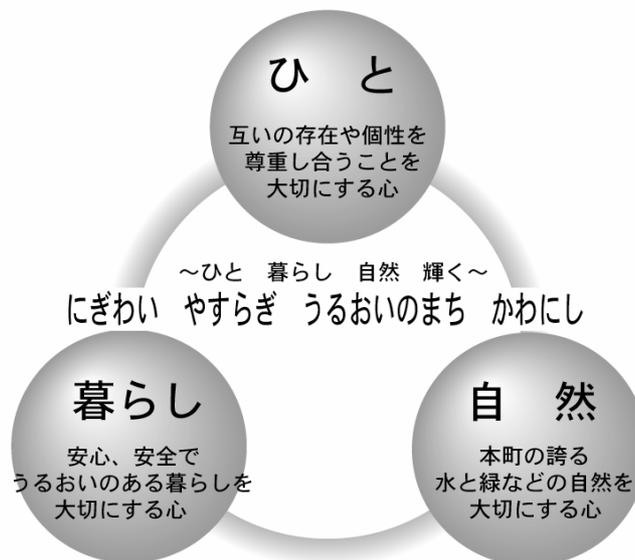
第1章 基本理念

本基本構想は、本町の21世紀のまちづくりの指針となるものであり、社会環境の変化に対応し、住民と行政が協働してめざす都市の姿を明らかにするものです。本構想は、基本理念とめざすまちの姿、それを達成するためのまちづくりの方向・柱を定めるもので、本町の持てる機能・能力を最大限に発揮できるよう努めます。

また、本町は大和川水系の河川と、島の山古墳などの緑に象徴される豊かな自然と歴史に恵まれた美しいまちです。今後、私たちは、まちづくりを進めるにあたって、次の3つの心を基本理念として進めます。

○ひと	互いの存在や個性を尊重し合うことを大切にする心
○暮らし	安心、安全でうるおいのある暮らしを大切にする心
○自然	本町の誇る水と緑などの自然を大切にする心

川西町 まちづくり美ジョン2016



第2章 めざすべき将来像

本町のこれまでのまちづくりの成果を踏まえ、住民が最も望むまちづくりの目標である「安心と安全のある暮らしと、自然豊かでうるおいのある人間都市」の実現のために、本計画におけるめざすべき将来像を以下のように定めます。

川西町 まちづくり美ジョン 2016

～ひと暮らし自然輝く～

にぎわい やすらぎ うるおいのまち かわにし



第3章 まちづくりの基本方針

第1節 住民一人ひとりが輝く人間都市

基本的人権が尊重され、男女共同参画社会の実現をめざすとともに、一人ひとりが健やかに自己実現をめざし、子どもたち一人ひとりが希望を持ち、その実現に瞳を輝かせながら持てる能力を最大限に発揮できる環境づくりを進めます。

また、身近なコミュニティの中で、子どもたちを暖かく育む、高齢者や障害者を思いやる、互いに個性や自由を尊重しながら助け合う意識や活動が根づくよう、お互いの人権を尊重し合い、お互いの個性や自由を尊重し合う、住民一人ひとりが輝く人間都市をめざします。

1. 人権が尊重されるまちづくり

高齢化、グローバル化、高度情報化が進展するにともない、人権に関する新たな課題が顕在化している中で、人権尊重が普遍的かつ最大の重要課題であることへの住民の相互理解のための教育、啓発の施策を推進し、人権が確立されたまちづくりを進めます。また、男性と女性の固定的役割分担からくるさまざまな格差を解消し、男性と女性が対等なパートナーとして認め合い、それぞれがあらゆる分野で自らの能力が発揮できる男女共同参画社会が実現するまちづくりを進めます。

2. 多様な住民活動が連帯するまちづくり

「まちの創り手」としての住民一人ひとりの自己実現のため、生涯を通じて学び続けるための環境づくりやスポーツ活動ができる環境づくりを進めます。

また、川西らしさを感じる文化が創造される都市をめざして、長い歴史の中で受け継がれてきた川西固有の文化を大切にしながら、新しく創造した文化を積み重ねていくための環境づくりを進めます。

まちづくりの原動力としてのボランティア、NPO（非営利組織）などの活動促進のための環境を整備し、住民の主体的参加と連帯によるネットワークとパートナーシップのまちづくりを進めます。

3. 子どもの笑顔があふれるまちづくり

子どもが安心して健やかに育つための環境を作るとともに、子育てと仕事が両立する環境づくりや家庭における子育ての支援など安心して子どもを産み、楽しく育てることができると子育て環境づくりを進めます。また、子どもたちが豊かな人間形成を育み、のびのびと育つ教育環境づくりを進めます。

さらに、青少年が社会の一員としての自覚と責任を持ち、自立心を養いながら成長していけるよう、地域ぐるみで健全育成に取り組みます。

特に、青少年がさまざまな社会参加ができるよう、多様な団体の活動を支援するまちづくりを進めます。

4. 健康で生きがいを持てるまちづくり

本町をはじめとする磯城郡と広陵町で設置する、国保中央病院の充実に努めるとともに、新しく設置された地域包括支援センターや既存の保健センターを中心に、疾病予防、早期発見など地域保健対策と保健意識の高揚を図ります。

さらに、こうした一人ひとりの健康に裏打ちされた長寿社会の中で、特に高齢者がその知識や経験を活かして社会参画し、生きがいを持ち続け自立した生活ができるまちづくりを進めます。

5. やさしさと思いやりの見えるまちづくり

医療、介護保険制度など社会保障制度の適正な運営とともに、障害者や高齢者などが地域社会の中で安心して暮らせるように、既存の保健センターやぬくもりの郷、さらには、新設される地域包括支援センターを中心に、一人ひとりのニーズに対応する多様な福祉サービスを展開し、自立の支援を進め、相互扶助精神に満ちた、安心できる長寿社会のまちづくりを進めます。

特に、障害などハンディキャップを持つ人たちが、自由に自立できるための支え合いや高齢者が住みなれた地域や家庭で安心して暮らせるための助け合いなど住民相互の連帯意識に支えられた地域福祉の充実したまちづくりを進めます。また、（仮称）地域自立支援協議会の設置を検討します。

第2節 住む喜びが実感できる人間都市

本町に住む人たちや訪れる人たちの愛着心を呼び起こし、住民一人ひとりが愛するまち、誇れるまち、美しいまち、つまり、住む喜びが実感できる人間都市をめざします。

1. ふるさとの風土を大切にすまちづくり

大和川に注ぎ込む寺川、曾我川、飛鳥川などの河川の清らかさを取り戻し、鮎の生息する美しい川辺を再現し、その魅力を高めていきます。

特に治水や生態系に十分配慮しながら、親水護岸の整備を進め、住民に親しめる川づくりを進めます。

さらに、島の山古墳を背景に四季折々の彩りを描き出す自然を保持し、美しい自然風土や歴史風土を未来に継承していきます。その際、木立や田園の持つ公益的機能を見つめ直し保全活用に努めます。

また併せて、季節感あふれる祭りやイベントを盛んにし、ふるさとを愛する心、誇りが持てるまちづくりを進めます。

2. 快適で安全な暮らしがあるまちづくり

生活を支える基礎的な基盤の整備を着実に進めながら、それぞれの基盤がネットワーク化した、安心・安全で快適な質の高い生活の基盤づくりを進めます。また、災害をできるだけ未然に防ぐとともに、自主防災組織の育成をはじめ、風水害や地震などの災害発生時にも速やかに都市機能が確保される災害に強いまちづくりを進めます。

3. 自然と共生するまちづくり

住民一人ひとりが自然環境や地球環境に負荷をかけない生活様式への移行をめざすとともに、そのための行動が見える地域社会を創り出します。また、環境衛生向上への住民活動を盛んにし、本町を訪れる人々も共感するさわやかで清潔感あふれるまちづくりを進めます。

4. 誰もが快適なまちづくり

歩道や自転車道の整備を進めるとともに、歩いてみたくなる散策道や公園、交流広場など屋外での活動の場の充実を図り、日常生活の中で外で楽しめる空間づくりに努め、また、整備にあたっては、子どもたちや高齢者、障害を持つ人たちが安心して屋外で活動できるように、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

第3節 活力とにぎわいのある産業人間都市

本町は、農業、工業、商業など全ての産業分野での集積力を背景に、これまで奈良盆地の中核的な田園都市としての役割を果たしてきました。本町を活力にあふれたまちとして「知恵」を使い、「技術」で挑戦することで本町はこれまで「地域力」を蓄えてきました。そしてその精神は、今もなお地域の中に脈々と流れています。

「知恵と技術による創造への挑戦」の精神を農業や商工業のあらゆる分野で活かし、本町の活力ある持続的発展のために活力とにぎわいのある人間都市をめざします。

1. 知恵と技術を創造するまちづくり

あらゆる産業分野において、知恵を使い、新たな技術や工夫を生み出す創造的な取り組みを重視し、独創的でチャレンジ精神にあふれた活力ある経済社会の実現をめざします。そのため、多様な分野において、新しいことへ挑戦する起業家精神の醸成を図るとともに、起業化への取り組みを支援します。

農業については、良質な食料の安定的な供給を基本に、意欲のある多様な担い手の創出、育成や都市近郊型農業や環境保全型農業、高付加価値型農業などを行い、産業として成り立つ活力と魅力ある農業の展開に努めます。

また、貝ボタンを始めとする既存製造業、地場産業などについては、これまで蓄積されてきた産業技術を活かし、新たな技術開発や時代を先取りした商品開発を促進するなど、地域産業の高度化、高付加価値化の推進に努めます。

さらに、職業技術や職業能力の開発など、新たな知識や技術への挑戦を積極的に支援し、個々人の就業意向に沿って、多様な職業選択が可能となる環境整備に努めます。

2. 人と情報が行き交うにぎわいのあるまちづくり

住民のみならず広域の人々の多様なニーズや創造性を育む多彩な楽しみにあふれ、多様な活動、交流の舞台にふさわしい都市空間の形成を進め、人と情報が行き交うにぎわいのあるまちづくりを進めます。

また中心市街地は、高齢化の進行や、成熟社会にふさわしい都市生活の質向上を視野に入れた新しいまちづくりの位置づけの中で、商業の集積とともに都市的生活の場として、まち並み景観、歩行空間や交通環境整備など、住む人も訪れる人もまちを楽しみながら活動できる奥行きのあるまちづくりを進め、広域商業やサービス、文化・情報などの拠点としての整備に努めます。

3. 広域交流の役割が果たせるまちづくり

医療や福祉、教育、文化・スポーツ、商業など多様なサービス機能の充実・強化を図り、田園文化都市としての広域交流の役割が果たせるようにまちづくりを推進します。

特に、大和川流域連携や奈良県の「新長期ビジョン・やまと21世紀ビジョン」と「都市計画」とも連携し、周辺地域の人々から期待される役割を果たすまちづくりを進めます。

また、都市発展の基盤となる交通網については、京奈和道路などの広域幹線道路へのアクセス強化に加えて、近鉄結崎駅前の整備に努めます。

さらに、地球的規模で急速に進展する情報通信ネットワーク社会に対応するため、地域の情報通信ネットワーク基盤の整備を図るとともに、住民や企業が共通に利用できる地域統合イントラネットの構築を進め、高度情報都市の実現に努めます。



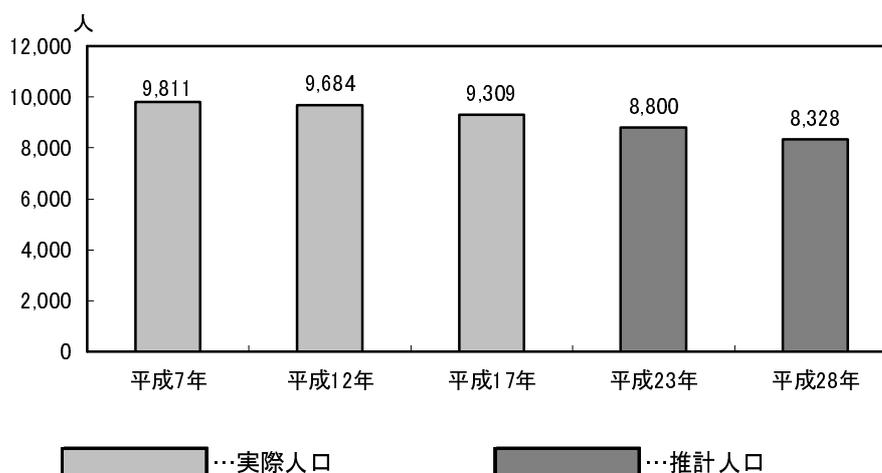
第4章 将来人口の目標

本町の人口は減少傾向を示しており、少子高齢化が進行しています。

平成17（2005）年現在の住民基本台帳人口+外国人登録人口は、9,309人（10月1日現在）となっています。

住民基本台帳人口+外国人登録の数値を用いた人口推計結果では、本構想の目標年次である平成28（2016）年には、本町の総人口は約8,328人まで減少すると推計されます。また、平成17（2005）年の実際人口と平成28年の間の推計人口の中で、年少人口（14歳以下の人口）と高齢人口（65歳以上）を比べると、本町においては今後少子高齢化が急速に進むものとみられます。

本町の人口の推移(実際人口と推計人口※)



※各年住民基本台帳人口+外国人登録。推計人口は平成12年と平成17年の住民基本台帳人口+外国人登録の変化をもとに推計。

今後は、本構想に掲げる施策を推進することで、産業の振興や生活の利便性の向上などによって人口の転入を見込み、本町が将来にわたって担うべき新しい人間都市としての役割を果たす人口として、目標年次である平成28（2016）年の人口を9,000人と想定し、概ね1万人を目指します。

第5章 土地利用の基本方針

第1節 土地利用の基本的考え

土地は、住民生活をはじめ、様々な社会活動の共通基盤であり、限りのある貴重な資源です。このため、土地利用においては、公共の福祉を優先させるとともに、自然との共生や土地の持つ多面的な公益的機能を尊重しながら、良好な土地利用を進めます。

第2節 土地利用の基本方針

21世紀の本町のめざす都市の姿を実現するため、土地利用にあたっての基本方針として次の3つを掲げます。

1. 地域資源と特性を活かした土地利用

土地の持つ公共性を優先しながら、本町の誇れる歴史と豊かな自然環境や風景などの保全に努めるとともに、地域特性に応じた土地利用を図ります。

2. 主体的な地域づくりに配慮した土地利用

高齢化の進行や定住人口の減少などにより、地域を取り巻く環境は大きく変化しています。このため、これまでの土地利用状況を踏まえながら、住民の自立的、主体的な地域づくりに配慮した土地利用を図ります。

3. 広域の視点を持った土地利用

土地の持つ公共機能は広域的な広がりや連続性を有しています。特に本町は、奈良盆地中央の中核的な位置にあります。このため、土地利用にあたっては周辺地域との連携を図りながら、連続性のある土地利用の促進に努めます。

第3節 人が輝き、まちがにぎわうまちづくりゾーニング構想

土地利用の基本方針の具体的展開のために地域特性に応じてゾーン設定をおこない、各ゾーンの整備目標を示します。

(1) 暮らしうるおいゾーン

住民が安全に快適に暮らせるよう、誰もが親しめる商業サービス、快適な公共交通、人にやさしく歩いて楽しい道づくり、美しく快適な住宅地づくりなどをめざします。

(2) 歴史やすらぎゾーン

点在する歴史資源周辺の環境保全に努めるとともに、歴史の道筋沿線の歩道としての施設整備を図り、生涯学習と観光振興への活用をめざします。

(3) エコインダストリアルゾーン

新たな工業団地整備を検討するとともに、³ゼロエミッション化に取り組む企業への支援と周辺環境の緑化と景観形成など自然と共生する工業ゾーンをめざします。

(4) 中心にぎわいゾーン

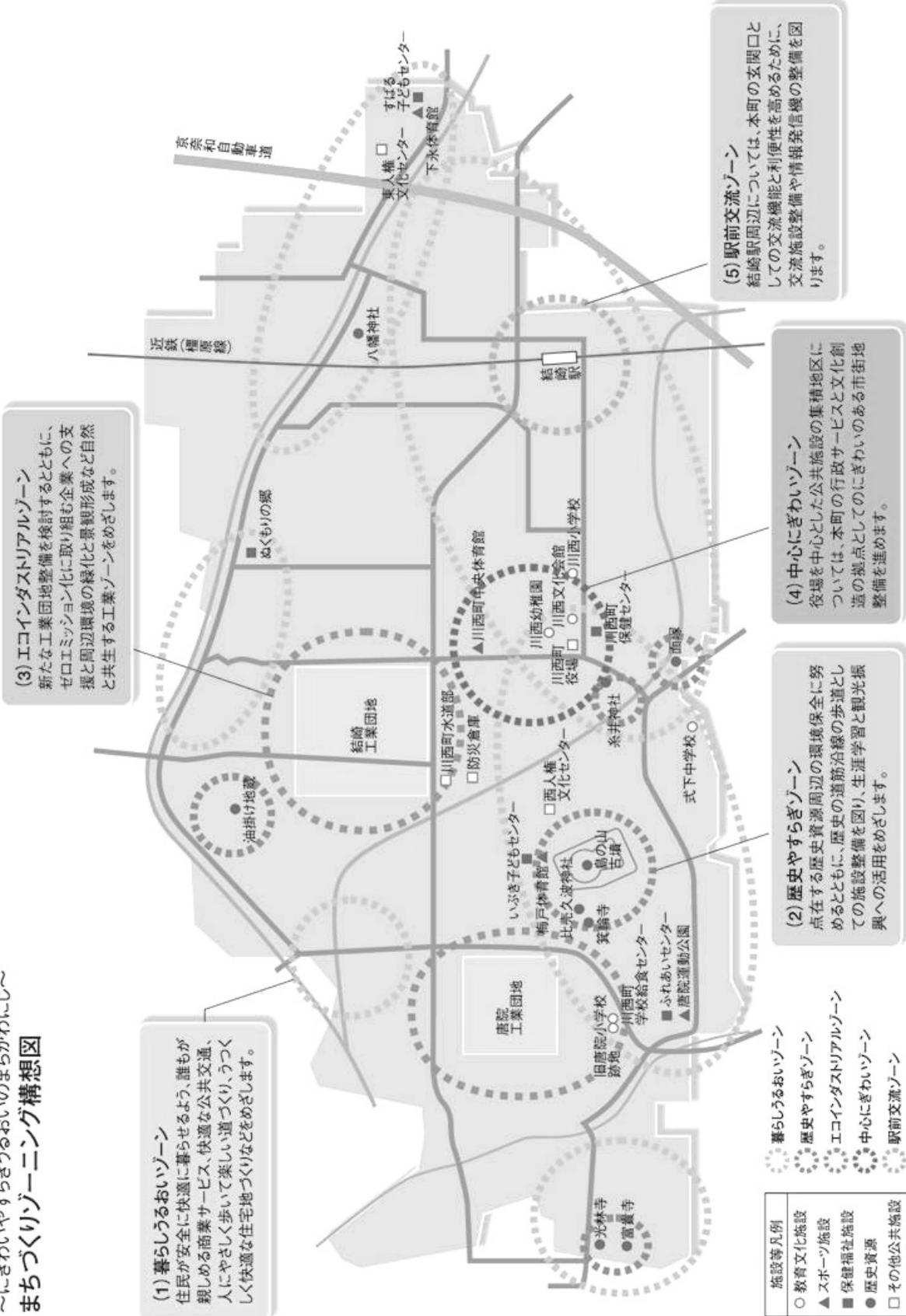
役場を中心とした公共施設の集積地区については、本町の行政サービスと文化創造の拠点としてのにぎわいのある市街地整備を進めます。

(5) 駅前交流ゾーン

結崎駅周辺については、本町の玄関口としての交流機能と利便性を高めるために、交流施設整備や情報発信機能の整備を図ります。

³ゼロエミッション 廃棄物がゼロになることを目指すという考え方。

～にぎわいややすらぎうるおいのまちかわかし～
まちづくりゾーンニング構想図



(1) 暮らしうるおいゾーン
 住民が安全に快適に暮らせるよう、誰もが親しめる商業サービス、快適な公共交通、人にやさしく歩いて楽しい道づくり、うつくしく快適な住宅地づくりなどをめざします。

(3) エコインダストリアルゾーン
 新たな工業団地整備を検討するとともに、ゼロエミッション化に取り組み企業への支援と周辺環境の緑化と景観形成など自然と共生する工業ゾーンをめざします。

- 施設等凡例**
- 教育文化施設
 - ▲ スポーツ施設
 - 保健福祉施設
 - 歴史資源
 - その他公共施設
- 暮らしうるおいゾーン
 歴史やすらぎゾーン
 エコインダストリアルゾーン
 中心にぎわいゾーン
 駅前交流ゾーン

(2) 歴史やすらぎゾーン
 点在する歴史資源周辺の環境保全に努めるとともに、歴史の道筋沿線の歩道としての施設整備を図り、生涯学習と観光振興への活用をめざします。

(4) 中心にぎわいゾーン
 役場を中心とした公共施設の集積地区については、本町の行政サービスと文化創造の拠点としてのにぎわいのある市街地整備を進めます。

(5) 駅前交流ゾーン
 結崎駅周辺については、本町の玄関口としての交流機能と利便性を高めるために、交流施設整備や情報発信機機の整備を図ります。

第6章 基本構想推進にあたって

地方分権が進展し、まちづくりへの住民の意識が高まる中で、これからのまちづくりを推進していくためには、住民と行政はまちづくりの協働の担い手として、それぞれの責任を自覚し、自らの役割を主体的に果たすことが必要です。

その上で、住民と行政の協働によるまちづくりのしくみを構築しながら、基本構想の推進を図ります。

第1節 住民との協働によって築かれるまちづくり

住民は、まちづくりの主役としての自覚のもと、積極的にまちづくりに係わり、行政は、住民との信頼関係に基づく開かれたまちづくりを進めるとともに、まちづくりのさまざまな分野で住民の力を活かし、住民と行政が協働していくしくみを発展させていくことが求められています。

そのため、行政情報の住民への的確な提供、住民ニーズの的確な把握と政策への反映、審議会・委員会など多様な方法での町政への住民参加などを促進します。また、情報公開制度や個人情報保護制度の充実や行政の説明責任の明確化など、行政の公平性・透明性を一層高める取り組みを進めます。

また、計画、実施、検証などまちづくりの具体的な局面で、住民が主体的に参加し、活動できるしくみづくりを進めます。

第2節 機能的で効率的な行政経営を進めるまちづくり

本格的な地方分権社会の中で、行政には住民と協働し、自らのまちを創り上げることができる能力と、住民の信頼を得るにふさわしい高い合理性・効率性・公平性・透明性を併せ持った組織へと変わっていくことが求められています。

そのため、行財政改革の持続的な実施、職員の意識改革、民間活力の導入など、つねに本町が自らの改革に積極的に取り組み、効率性の高い行政経営を進めます。さらに、目的重視型・成果重視型の事業運営を目的とした「事業評価制度」を導入し、まちづくり目標に向けた着実な課題解決を図ります。

また、新たなまちづくりに対する投資は、めざす都市の姿の実現に対して効果的に厳選して行わなければなりません。そのためにも、豊かな自然や歴史・文化及び蓄積された社会資本など、有形・無形の地域資源(ストック)の価値を多面的に見直し、今後のまちづくりに活かします。

第3節 周辺地域とともに歩むまちづくり

住民や企業の活動範囲がますます広域化する中で、行政の境界は必ずしも住民の生活実態にあったものとは言えなくなるなど、日常社会生活圏の拡大は行政区域にとられない広域的な対応が求められています。また、一つの自治体では解決できない広域的な課題への対応など、広域的な視点からまちづくりを推進することがますます重要となっています。

そのため、まちづくりの発想をこれまでの地域の発想から周辺地域も含めた発想へと転換し、磯城郡を中心に山辺広域行政圏を含めた、広域圏の自治体間の連携と相互の機能分担を基本とした、広域行政の積極的な推進の一翼を担います。また、相互の住民の合意を前提に、奈良県市町村合併審議会の提言などの趣旨を尊重するとともに、本町議会をはじめ県とも連携を図りながら、市町村合併についても検討を深めます。



関連資料
広域圏の動向

奈良県 やまと 21 世紀ビジョン（奈良県）	
計画期間	2006 年～2035 年（子ども対が親の世代にかわる、ほぼ 30 年後）
基本目標	世界に光る奈良県づくり
基本施策	奈良の三つの個性である、「歴史の“奈良”」、「住まいの“奈良”」、「共生の“奈良”」を生かし、住民、企業、行政などが一体となって取り組むことにより、「住む人々には安心してこころ豊かな暮らし」と「訪れる人々には感動と満足するとき」を実現し、基本目標である「世界に光る奈良県づくり」を目指す。
特徴	住民の視点から、6 つの将来ビジョン（安心、元気、誇り、憩い、未来、地域経営）にわけて描き出すとともに、その実現のために 47 の数値目標を「なら未来目標」として設定。



第3部 基本計画

第1章 住民一人ひとりが輝く人間都市

ともにめざす目標指標

区分	指標名	後期計画				
		現況	年度	目標	年度	備考
人権が尊重されるまちづくり	審議会等における女性登用率	25%	H22	⇒ 30%	H28	
多様な住民活動が連帯するまちづくり	ボランティア団体, NPO法人登録数	18団体	H22	⇒ 20団体	H28	
子どもの笑顔があふれるまちづくり	学校図書整備	92.7%	H22	⇒ ほぼ100%	H28	
	総合型地域スポーツクラブの会員数の増加	804人	H22	⇒ 900人	H28	H24年1月よりNPO川スポ
健康で生きがいがあるまちづくり	健康かわにし21キャンペーン参加人数	83人	H22	⇒ 200人	H28	
	特定健康診査の受診率	18.5%	H22	⇒ 65%	H28	
やさしさと思いやりの見えるまちづくり	放課後児童健全育成施設受け入れ児童数	49人	H22	⇒ 70人	H28	

1 人権が尊重されるまちづくり

◆現状と課題

<人権学習と啓発の推進>

○住民一人ひとりが輝く人間都市、川西を実現するためには、すべての人の基本的人権が尊重され、一人ひとりの能力・可能性が十分に発揮できる社会づくりが必要です。また、21世紀は人権の世紀ともいわれていますが、住民の人権感覚を豊かにし、お互いの人格を認め合いながら、ともに生きる社会づくりが求められています。

○差別意識を解消する人権尊重の人づくりは、あらゆる場やあらゆる機会を捉えて積極的に進めていくことが大切です。そのためには、教育・啓発目的や、対象を明確にした事業実施による、より効果的な施策展開が求められています。

○同和対策については、これまでの取り組みにより、生活環境については大幅な整備・改善がなされましたが、人権意識の高揚を図るための取り組みを引き続き進める必要があります。

<男女共同参画社会の実現>

○男女が、互いにその人権を尊重し合いながら責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができることをめざす男女共同参画社会を形成する事が重要な課題となっています。

○国は、男女共同参画社会基本法において、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題として位置づけ、男女が互いにその人権を尊重しあい、あらゆる分野に共同参画し、その個性と能力を十分に発揮できる社会をめざしています。本町においても、今後は、性差別の是正を図り、男女共同参画社会の実現をめざして意識改革や積極的改善措置等の施策展開がより一層必要です。

◆共にめざす目標

○人権意識の確立にあたっては、これまでの教育・啓発活動を進めていくことに加えて、地域での活動を強化していくとともに、学校教育と社会教育の緊密な連携を図ります。

○男女共同参画社会の実現にあたっては、総合的な施策展開を基本にしながら、関係部署の連携により、その具体化を図ります。また、住民参画による事業展開をより一層進めます。

◆施策

1 人権学習と啓発の推進

(1) 人権教育の充実

「人権教育のための国連10年・奈良県行動計画」「奈良県人権施策に関する基本計画」に基づき、あらゆる機会や場を捉えて、差別をなくす意欲と実践力を身につけた豊かな人権感覚を持った住民を育成する人権教育を推進します。特に、幼・小・中学校の12年間を見通した系統的な人権学習の確立や、家庭・地域との連携を深め、地域の教育力を活かした学校教育と社会教育が連携した人権のまちづくりに努めます。

(2) 住民啓発活動の推進

同和問題などの人権問題は、住民の正しい理解と認識が基本であり、住民主体の学習を促進するために、広報「川西」や町ホームページによる学習に必要な情報・場・機会の提供や学習リーダー等の人材育成など人権教育活動の充実を図ります。

また、人権啓発の拠点施設として機能してきた東・西人権文化センターを廃止し、今後は、日常生活において住民による主体的な人権問題解決のための啓発をさらに推進します。

さらに、住民主体の学習活動を実施する全町的な組織体制の整備・充実及びその支援に努めます。

2 男女共同参画社会の実現

(1) 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

性による固定的役割分担意識を是正し、住民の男女共同参画社会への意識づくりを図るために、住民意識調査、広範な啓発事業・課題を主体的に学び解決するための支援、人権に関わるさまざまな相談事業、各種の情報の収集・提供に努めます。

また、政策方針決定の場や社会活動への男女共同参画を図るために、女性の人材育成や各種審議会や各種団体等への女性の積極的登用や、地域活動や社会活動への参画を促進する環境整備を進めます。さらに、男女雇用機会均等法の定着、労働環境に関する情報の収集・提供により働く場における男女共同参画の推進を図ります。

(2) 男女が共に自立し、豊かで安心できる生活への支援

次世代へ生命を引き継ぐ重要な役割を担う母性については、生命の尊厳、人格の尊重に基づき正しい認識のもとに、生涯にわたる保護と健康づくりなどの支援を進め、家事・育児・介護を含む家庭生活などにおいて男女が共に自立し、平等に責任を担える環境整備を図ります。

■主な実施事業

事業名称	事業内容
人権教育・啓発推進事業	学校教育と社会教育が連携し、地域主体の人権教育・啓発を進めるために、地域全体として取り組む事業を実施します。
男女共同参画社会推進事業	女性問題解決の事業実施機関として各種の事業を展開します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学習研修事業 ・ 自立支援事業 ・ 相談事業 ・ 調査研究事業 ・ 図書情報事業 ・ 広報啓発事業 ・ 実習事業 ・ 交流事業 住民参画による事業の展開と運営をめざします。

2 多様な住民活動が連帯するまちづくり

◆現状と課題

＜地域コミュニティの活性化＞

○住民一人ひとりが輝く人間都市は、多様な住民活動が活発に行われ、それらの活動が連帯し、住民主体の地域づくりが展開されることが重要です。

○地域社会を取り巻く環境の大きな変化により、地域社会の機能が衰退するとともに、住民の生活ニーズや地域社会において解決される課題が多様化しています。このため、住民ニーズや地域課題に応じた柔軟な対応が必要です。

○また、それぞれの地域社会が置かれている地域性は異なっているものの、地域社会が本来有する多様な社会的機能や地域住民の主体性を活かして、それぞれの地域課題を解決するしくみとしてコミュニティ機能の再生が求められています。

＜住民活動の育成＞

○日常生活に根ざした、また地域の特色や資源を活かした、住民の主体的な文化活動や、活気ある住民スポーツ活動が生き生きと営まれることにより、住民一人ひとりが輝くことができる環境づくりが求められています。

○これらの生き生きとした多様な住民活動を生み出していくためには、住民活動に対する意識の高揚とともに、それらの住民活動を活かすしくみづくりが求められています。

そのために、近年のNPO活動などに見られる住民自らの公益活動の活性化を促し、自主性、非営利性、先駆性を活かし、住民との協働により課題解決を図ることが必要です。

◆共にめざす目標

○地域社会は、個々人がその生涯にわたり生活する場であり、生活課題を解決する場でもあることを改めて認識するとともに、地域のまちづくり活動における行政と地域社会の機能分担を図りながら、住民主体のコミュニティ形成を通して、まちづくり活動を振興するしくみづくりなどコミュニティ機能の再構築を進めます。

○これからの住民活動において、多様で個別的な住民ニーズに対応する公益活動がいろいろな所や、いろいろなかたちで活発に展開されるように促進するため、住民公益活動をサポートする機能の整備を図ります。

◆施策

1 地域コミュニティの活性化

(1) 住民活動の拠点づくり

多様な住民活動の場の提供や、活動の充実を図るために、地域・ブロックにおける住民活動の拠点となる既存集会所等の整備補助など住民活動の拠点整備を継続できるよう努めます。

(2) 自治会活動への支援

自治会活動の振興を図るために、研修会開催の支援や情報提供、関係団体の育成などを継続して推進します。

(3) あいさつ声かけ運動の展開

地域住民同士が気軽にあいさつを交わせるよう、また、子どもたちやお年寄りに対する思いやりの気持ちを高めるために、あいさつ声かけ運動の励行を支援します。

2 住民活動の育成

(1) 多様な住民活動への支援

住民や住民活動団体の多様な活動の活性化を促進するために、ぬくもりの郷や文化会館を、情報提供、団体育成、団体交流等の機能をそなえたサポートセンターとして位置づけ、その機能の強化を図ります。

また、住民活動団体セミナーの開催など住民活動の活性化に必要な人材育成をはじめとした住民活動を支援する施策の推進に努めます。

(2) まちづくり活動への支援

まちづくりに対する住民意識の啓発やまちづくり講座の開催など人材の育成を図るとともに、自治会やまちづくり団体によるまちづくり活動に対する支援を進めます。

(3) まちづくり活動の促進

これからのコミュニティにおける総合的なまちづくり活動の活性化を図るために、活動の基盤となるまちづくり組織の再構築や、まちづくりアドバイザー派遣制度の創設などまちづくり活動を活性化するしくみづくり等を図るコミュニティネットワーク事業を推進し、総合的なまちづくり活動に取り組みます。

■主な実施事業

事業名称	事業内容
コミュニティネットワーク事業	コミュニティ組織の再編成を進めるとともに、まちづくり計画等の策定に取り組みます。
ぬくもりの郷の機能の充実事業	高齢者介護施設（デイサービスセンター・グループホーム）をはじめ、障害者福祉サービス事業所、社会福祉協議会、老人クラブほか各種団体の活動拠点として運営・整備を継続します。

3 子どもの笑顔があふれるまちづくり

◆現状と課題

<教育の充実と青少年の健全育成>

○生きる力を育てる教育環境の整備・充実とともに、多様な地域教育力の再生などが求められています。

○時代の変化に対応した学校施設・設備の充実や教職員の資質の向上が求められています。

○青少年の非行、いじめ、不登校など青少年の問題行動がますます増加しています。これらの課題に対応するため、家庭・地域・学校が連携し、青少年の健全育成を図る取り組みが求められています。

○結崎小学校と唐院小学校が統合し、新たに川西小学校が誕生しました。これにともない、校舎及び給食施設が新設される予定で、本町の小学校教育の拠点としてさらなる教育環境の向上が期待されています。

<生涯学習の推進>

○住民一人ひとりの多様な自己実現欲求に適切に対応すると共に社会環境の変化にともなったサービスが求められています。そのために、生涯を通して住民の学習ニーズに応えることのできる環境の整備や、その学んだ成果を活かすしくみづくりが求められています。

第1章 住民一人ひとりが輝く人間都市

◆教育施設状況（平成23年5月1日現在）

区分	学校名	普通 教室数	その他 室数	グラウンド 面積 ㎡	講堂 体育館 ㎡	校舎面積 ㎡	構造別面積		
							鉄骨 ㎡	非木造 ㎡	木造 ㎡
幼稚園	川西幼稚園	6	—	1,134	—	1,473	1,473	—	—
小学校	川西小学校	18	11	6,435	684	5,370	—	6,054	—
中学校	式下中学校	14	23	16,327	1,222	6,600	378	7,444	—

資料：公共学校施設台帳

◆児童・生徒の推移（各年度5月1日現在 単位：人）

学校名	年度					
	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度
川西幼稚園	143	147	153	135	123	119
結崎小学校	394	390	391	-	-	-
唐院小学校	64	60	53	-	-	-
川西小学校	-	-	-	440	441	431
式下中学校	428	427	417	403	405	401
	<i>236</i>	<i>233</i>	<i>231</i>	<i>214</i>	<i>212</i>	<i>218</i>
合計	1,029	1,024	1,014	978	969	951
	<i>837</i>	<i>830</i>	<i>828</i>	<i>789</i>	<i>776</i>	<i>768</i>

資料：（ゴシック文字は4月1日現在 川西町次世代育成支援行動計画・後期計画より）

斜体数字は川西町の生徒数

◆図書館資料別貸出点数（各年度3月31日現在）

	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度
一般書	44,901	39,516	36,309
児童書	23,582	22,049	22,114
雑誌	4,831	4,897	4,193
ビデオ	754	623	189
CD	1,569	1,725	1,723
カセット	260	403	91

◆過去3年間の教育費（単位：千円）

年度	区分	教育 総務費	結崎 小学校費	唐院 小学校費	川西 小学校費	委託費	中学校費	幼稚園費	社会 教育費	保健 体育費	計
平成20年		82,337	22,989	15,994	—	4,319	48,193	76,752	138,157	57,428	446,169
平成21年		82,037	—	—	27,707	3,914	77,366	75,763	183,833	59,233	509,853
平成22年		85,713	—	—	26,774	4,754	48,736	64,884	138,312	54,044	423,217

◆共にめざす目標

○学校教育において、学校施設を地域社会における子育ての拠点施設として位置づけ、施設開放だけではなく他の関連施設との複合化・融合化を図る視点での取り組みを進めるとともに、学級評価などの導入や学校情報の発信に努めるとともに、学校課題の克服に向け学校評議員制度などの活用や地域社会との連携により、地域と一体的な子育て機能の整備・充実に取り組みます。

○学校や地域との連携により、子どもの多様な社会体験などの場・機会の形成を図ります。

○自己実現を図るための環境整備を進め、生涯スポーツの場の充実・整備に取り組みます。

◆施策

1 教育の充実と青少年の健全育成

(1) 生きる力を育む教育の推進

学校教育においては、心身ともにたくましく、知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな「夢と希望にあふれたいきいきした子ども」の育成をめざし、基礎・基本の学習を大切にしながら、総合的な学習の時間など体験を通して学ぶ学習を充実させ、生きる力を育む教育を進めるとともに、今日的な教育課題である国際理解教育や福祉教育、情報教育、環境教育などに対応する教育を展開します。

また、個人の能力・適性に応じた生徒指導の充実や教育相談体制の整備を図るとともに、小学校の教育内容などの将来方向について検討します。

(2) 川西小学校の整備

結崎小学校と唐院小学校が統合し誕生した川西小学校を、本町の小学校教育の拠点として整備し、教育環境の向上を図ります。

(3) 多様で高度な指導体制の整備

教育内容の変化に対応し、広い視野と的確な指導力を持った教職員を育成するとともに、学校評価制度の導入により学校課題に教職員が一丸となって取り組む体制づくりや新たな

教育課題に即した指導方法や具体的な実践手法などの充実を図ります。

また、地域人材の活用や学校評議員制度の活用など地域社会との交流を図り、学校の創意による地域に開かれた特色ある学校づくりを推進します。

(4) 魅力あふれる教育環境の整備

学校施設については、中・長期的な視点に立って校舎の新・改築、大規模改造など施設整備を計画的に進めます。また、整備にあたっては、地域に開かれた施設整備に努めます。

(5) 豊かな心を育む地域環境づくり

豊かな創造性とたくましく生きる力を持つ子どもを育成するために、ボランティア活動、自然・文化体験活動、高齢者等、さまざまな人々との交流活動、異年齢の団体活動など、多様な社会参加活動や生活体験の機会の提供に努めながら、指導者の育成を図ると共に、ジュニアリーダーの育成を行います。

また、子ども会などの活性化を促進し、活動を支援します。

(6) 青少年の健全育成

多様な経験・体験を通して集団生活を進めるなかで、豊かな人間関係をつくり、情操・自尊感情を育て、主体性の育成などに取り組みます。

また、青少年育成の拠点としていぶき・すばる子どもセンターの統合・再編充実を図り、より一層の活動の充実に取り組みます。

さらには、地域社会・各関係機関や団体・学校・家庭の情報交流などの連携を進め、地域が一体となった青少年健全育成活動に取り組みます。特に、青少年の情報化社会への対応能力の育成に取り組みます。

2 生涯学習の推進

(1) 生涯学習拠点の充実

生涯学習の拠点施設である川西文化会館や図書館について、県との連携を図りながら、充実をめざします。

(2) 多様な学習機会・情報の提供

「⁴新しい公共」の視点を重視した活動の促進や住民ニーズに対応した生涯学習講座などの開催と自発的な住民の生涯学習活動の促進に取り組みます。

また、県の生涯学習の情報を提供する「なら・まなびねっと」なども活用しながら、資料提供・情報提供に努めます。

併せて、地域における住民の主体的な生涯学習活動を支援するとともに、多様な生涯学習機会を提供する社会教育関係団体の活動などを支援します。

(3) 生涯学習の人材育成と活用

生涯学習活動を支援する生涯学習ボランティアや、社会教育関係団体の運営や活動を指導する社会教育指導者の育成と活用を図ります。

また、川西文化会館、ふれあいセンター、図書館や東・西人権文化センター（H26年度末廃止予定）等の生涯学習関係機関とのコーディネート機能を担う人材の養成と活用に取り組みます。

(4) 学習ネットワークの整備

住民が主体となった生涯学習推進団体のネットワークや、地域の教育機関である小学校等により組織されるネットワークの整備に努めます。

3 生涯スポーツの推進

(1) 活力あふれるスポーツの場の整備

身近にスポーツが楽しめる場の整備や、既存施設の整備・充実を図るとともに、地域スポーツ施設の充実など、県等と連携を図りながら生涯スポーツの施設整備をめざします。

また、これらのスポーツ施設の一体的な情報提供を進めます。

(2) 競技スポーツの振興

競技スポーツの振興を図るために、川西町体育協会と連携し、競技スポーツ選手の発掘と強化育成や、県・北和・郡競技大会の誘致などを進め、競技力の一層の向上に努めます。

⁴「新しい公共」 生涯学習振興については、今までのように行政が主導して住民に学びの機会を提供するスタイルから、個人や団体等が社会の形成に主体的に参画し、互いに支え合い協力し合うという互恵の精神に基づくスタイルに移行する。

(3) スポーツ振興のしくみづくり

体育関係団体との連携により、体育指導委員や地域のスポーツ指導者の研修会、実技講習会等体育指導者の資質の向上を図るとともに、行政、川西町体育協会などの関係団体との連携を深め、機能分担を図りながら総合的なスポーツ振興を推進します。

また、総合型地域スポーツクラブによる、各種スポーツ教室やスポーツ大会の開催、学校運動施設の開放等による地域スポーツの振興を支援します。

(4) 指定管理者制度の導入

民間がもつ生涯スポーツのノウハウを有効的に活用し、本町における生涯スポーツの推進、並びに効率的な施設などの管理を図るべく指定管理者制度の導入を促進します。

4 地域文化の創造

(1) 魅力ある住民文化施設の整備

中核的な文化施設である川西文化会館など文化施設の管理運営の充実を図り、多彩な住民文化活動の場の確保に努めます。

(2) 地域文化の創造

地域の文化遺産や本町らしい地域特色を活かした個性と魅力ある文化事業を実施するとともに、地域資源を活かした個性的な文化都市の魅力の創出とアピールに努めます。また、地域人材の育成を推進するとともに、住民の参画・協働により住民主体の文化振興に努めます。

(3) 活力ある住民文化活動の支援

インターネット及び広報誌による文化情報提供など、住民ニーズに的確に対応した文化情報の提供を行うとともに、多様な文化団体や主体的な住民文化活動に対し支援を行い、住民による主体的・自立的な文化活動を推進します。

■主な実施事業

事業名称	事業内容
スクール支援事業	新しい時代を担える真に生きる力を持った子どもの育成を目的に、児童・生徒の生きる力を育成する自然・社会体験活動の支援や学校評議員制度の導入、学校教育への地域人材の活用等により、地域に開かれた学校づくりを行います。
学校施設の整備充実事業	学校施設の新・改築事業、大規模改造事業を中・長期的な視点にたって計画的に整備します。
川西町子ども読書活動推進計画事業	子どもの読書環境を整え、幼～中学までの一貫した読書教育システム構築の実現に向け、各機関とのなご一層の連携を図ります。
青少年総合研修事業	児童・生徒を中心とする青少年を対象とした、野外活動や宿泊体験活動及びリーダー育成を実施します。
島の山古墳歴史事業	文化会館を地域の歴史文化を学ぶ拠点として充実を図ります。
スポーツ施設の整備活用事業	住民の多様なニーズに応える広域的スポーツ施設として、屋内ゲートボール場や屋外テニスコートの整備などスポーツ施設の充実等を図ります。

4 健康で生きがいを持てるまちづくり

◆現状と課題

<健康づくりへの支援>

○誰もが生涯を通じて心身ともに健康であることを願っています。

○長寿社会が到来し、国民の生活様式も多様化するなか、生活習慣病も増加し、その低年齢化も進んでいます。このような状況のなかで、住民一人ひとりの健康寿命を延ばすには、疾病を直接予防する施策も重要ですが、普段の個人の生活習慣や食習慣等に留意した健康づくり活動を行うなど、健康を保持・増進し、疾病にかかるのを予防する一次予防に重点を置いた施策展開が求められています。

○高齢者が健康寿命を延ばし、自立した生活を送るためには、積極的に社会参加をするなど生きがいを持って暮らすことが求められています。

<医療の充実>

○大病院指向が高まる一方で、地域に密着した初期診療医療の重要性も高まってきており、住民が安心して医療サービスが受けられる「かかりつけ医」の定着と地域医療機関の適切な役割分担と機能の相互連携の推進による総合的な医療体制が求められています。

○一方、国民健康保険制度などの地域医療保険制度については、増加し続ける医療費に対応するため、特定健康診査や特定保健指導などを活用し、予防医療に重点を置いた取り組みに努める一方、加入者にとって公平かつ平等な費用負担となるよう、徴収率の向上に努める必要があります。

○また、特定健康診査の受診率が低迷していることから、住民の健康づくりに関する意識を改革し、健康診査の必要性への理解を深めるとともに、住民が受診しやすい環境をつくることで、受診率を向上させ、日頃からの健康管理につなげることが求められます。

○今後も、医療費の動向を的確に把握し、医療費に見合った賦課総額を確定し、徴収率の向上対策、医療費の適正化対策などの収支両面にわたる取り組みが必要です。

◆医療施設（平成23年3月31日現在）

医院・診療所	歯科医院	薬局
4	6	1

◆各種がん検診の受診状況（各年度3月31日現在 単位：人）

内訳 年度	胃がん		子宮がん		乳がん		肺がん		大腸がん	
	受診者	要精密検査者	受診者	要精密検査者	受診者	要精密検査者	受診者	要精密検査者	受診者	要精密検査者
平成18年度	131	5	89	0	78	9	138	1	170	8
平成19年度	175	6	87	2	105	13	188	3	220	21
平成20年度	205	9	91	2	133	14	218	4	248	18
平成21年度	213	0	153	4	186	15	234	6	272	24
平成22年度	230	4	160	1	213	9	250	2	290	16

◆40歳以上の基本健康診査・特定健康診査(各年度3月31日現在 単位：人)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
受診者数	221	234	275	337	309

※平成19年度以前は基本健康診査、平成20年度以降は特定健康診査

◆国民健康保険加入者状況（各年度3月31日現在 単位：人）

年度	世帯			人口		
	加入世帯	総世帯	加入率	加入人口	総人口	加入率
平成18年度	1,704	3,387	50.3	3,396	9,283	36.6
平成19年度	1,716	3,392	50.6	3,394	9,190	36.9
平成20年度	1,345	3,401	38.7	2,545	9,071	28.1
平成21年度	1,327	3,361	39.5	2,506	8,958	28.0
平成22年度	1,348	3,376	39.9	2,542	8,862	28.7

◆共にめざす目標

○住民が健康と生活習慣の関係やその及ぼす影響を意識するとともに、その意識を健康づくりの意欲に結びつけ高めるためのしくみづくりに取り組むとともに、住民が日常的に取り組むことができる健康活動を促進します。

◆施策

1 健康づくりへの支援

(1) 健康づくりの推進

住民の主体的な健康づくりを推進するために、自らの健康は自らつくるという考えのもと、健康づくりに対する意識の啓発や意欲の喚起を図る「健康川西21」事業（平成25年度に見直し予定）を展開するとともに、生活習慣病の予防など生涯を通じた積極的な健康づくりの普及啓発を図ります。

また、平成20年度を初年度とする医療費適正化方策において、40歳以上の国民健康保険の加入者に対する、特定健康診査及び特定保健指導を実施し、政策目標を掲げ医療費の伸びの適正化を図ります。

さらに、健康づくりに関する人材の育成などを図り、かわにし健康体操サポーターや食生活サポーター、健康教室OB会活動など住民とともに地域における健康づくり活動を促進します。

(2) 各種保健サービスの充実

乳幼児期から高齢期に至るまで一貫しながらも、各ライフステージに応じた健康診断、健康教育、健康相談などの保健対策を行います。

また、今後の健康づくりに重要な健康情報や医療情報の提供や、健康について気軽に相談できる保健センターの機能や運営のあり方について検討し、その充実に取り組みます。

2 医療の充実

(1) 地域医療体制の充実

休日にも医療サービスを受けられる磯城休日診療所・橿原市休日夜間応急診療所・桜井地区病院群輪番制補助事業などを継続して実施し、何時でも身近に医療サービスを受けることができるよう地域医療体制の充実を図るとともに、地域の医療機関との連携を強化し、救急患者に対する医療を確保する救急医療体制の整備充実をめざします。

(2) 国民健康保険と高齢者医療の安定運営

国民健康保険事業の安定した運営を図るために、県との連携を図りながら加入者に対して国保制度の啓発を行うとともに、国保税の納付に対する理解の促進を図り徴収率の向上に努めます。

また、特定健康診査及び特定保健指導などの保健事業を推進することにより住民の健康増進を図り、医療費の適正化を図ります。

さらに、後期高齢者医療制度の安定運営のために、奈良県後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、制度の周知や保険料の収納等に努めます。

■主な実施事業

事業名称	事業内容
健康かわにし21事業 (H25年度に見直し予定)	20歳以上を対象として健康に関する意識調査を行い、調査に基づく地域特性に応じた健康に関する生活習慣の数値目標を定め、その数値目標を達成する日常的な健康管理などの健康事業を実施します。また、健康活動の一環として、日常的な健康活動であるウォーキングを奨励します。

5 やさしさと思いやりの見えるまちづくり

◆現状と課題

<子育て支援の推進>

○子どもは都市の未来の象徴であり、子どもを生き育てることが楽しく、子ども自身が生き生きと育つ都市づくりが重要です。少子化・核家族化などによる社会環境の変化に対応し、子どもを健全に育成するには、子育てのベースを家庭におきながらも、地域社会が積極的に子どもの笑顔があふれるまちの実現をめざして活動することが求められています。

○生活様式などの変化に対応した保育サービスの充実をはじめ、子育て家庭に配慮した就業環境の整備など多様な子育て支援策が求められています。

○家庭や地域の子育て機能が衰退しているなかで、子どもの虐待をはじめとしてさまざまな課題が発生しています。このため、地域の子育て機能の再生を図るとともに、子どもの権利を守り、子どもの自己実現を支援するなど、社会全体で子育てを支える総合的な取り組みが求められています。

<高齢者への支援>

○高齢期を生きがいや役割を持って過ごすためのニーズが多様化しており、団塊の世代が退職を迎えた現在、今後地域のなかで生きがいの場を持てる地域づくりが求められます。

○いつまでもいきいきと家庭や地域で暮らせるよう、高齢者自身が主体的に健康づくりに取り組む意識を持つ必要があります。そのためには、介護予防を重視した取り組みの充実を図る必要があります。

○高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、高齢者一人ひとりの状況に応じた適切なサービスを提供できる体制を確立する必要があります。

○認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加などを踏まえ、地域密着型サービスの確保、

介護サービスの充実などを図るとともに、その質を高めるため、事業所などへの指導等の強化に努める必要があります。

＜障害者への支援＞

○誰もが地域で自立して暮らせるのが健全な社会であるという⁵ノーマライゼーションの理念と障害者に対する正しい理解の普及が大切ですが、わが国においては、障害者が安心して生活できる地域社会の実現についてはまだ多くの課題が残されています。

○本町でも障害者の生活の向上を図るため、福祉はもとより、保健、教育、生活環境整備などさまざまな施策の推進を図ってきましたが、障害者施策は障害者の生活全般に及ぶ幅ひろいものであり、対応すべきニーズも個々の障害の種別、程度、生活実態に応じて多種多様です。

○平成18（2006）年度から障害者自立支援法に基づく新たなサービス体系がスタートしましたが、現在国においては、新たな制度設計に向け、「障害者総合福祉法」（仮称）の制定作業が行われています。今後も、法制度に柔軟かつ適切に対応し、生活様式に合わせた多様な暮らし方が地域でできるよう、個性と自己選択を尊重した支援体制と、自立した地域生活の充実に向けたサービスの提供が必要です。

＜多様な援助の充実＞

○住民一人ひとりが自立して暮らしていくことが求められていますが、生活保護世帯やひとり親家庭など、自らの力だけでは自立した生活を維持できない場合もあるため、各種の社会保障制度などの公的支援を受けながら自立することが求められています。また、その具体的事情に対応し、地域社会の構成員が相互に助け合いながら自立を支援することが求められています。

⁵ノーマライゼーション 障害者と健常者とは、お互いが特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。

＜地域福祉の推進＞

○少子高齢化が進む中、高い住民意識を活かしながら、子育て家族や障害者、高齢者が安心できるあたたかい地域福祉のネットワークを進める必要があります。

しかし、地域での人々のつながりが弱くなっており、また地域で気軽に集まれる場所が少なくなっていることや核家族化・就労形態の変化にともない、隣近所の助け合いが薄れてきています。

今後、地域における福祉のネットワークづくり、NPOの育成と支援、マンパワーの活用、地域住民の主体的な活動など、住民・事業者・行政の協働による地域福祉を推進する必要があります。

◆保育施設（平成23年3月31日現在）

施設名	公・ 私立別	定員	現員	職員	設置年月日
成和保育園	私立	120	115	19	昭和24年6月1日

※ H24年度より定員10名増の予定

第1章 住民一人ひとりが輝く人間都市

◆高齢者人口の推移（各年度3月31日現在 単位：人）

	65-69歳	70-74歳	75-79歳	80-84歳	85-89歳	90-94歳	95-99歳	100歳-	合計
平成18年度	620	551	412	282	156	66	22	1	2,110
平成19年度	673	538	457	273	170	56	27	1	2,195
平成20年度	751	542	444	308	165	63	21	1	2,295
平成21年度	736	548	458	317	172	63	27	1	2,322
平成22年度	691	561	471	324	178	72	27	1	2,325

資料：住民基本台帳

◆地区別高齢者人口（平成23年3月31日現在 単位：人）

	中村	美ノ城	市場	辻	井戸	出屋敷	美幸	結崎団地	結崎南団地	マック	ル・ソレイユ
65-69歳	33	15	17	17	28	56	10	221	29	5	1
70-74歳	28	6	15	19	26	41	9	145	25	5	1
75-79歳	32	8	15	18	13	39	4	88	18	5	0
80-84歳	19	1	16	11	16	30	6	53	8	2	1
85-89歳	13	0	9	9	5	12	2	24	5	0	1
90-94歳	5	1	4	3	9	6	0	6	0	0	0
95-99歳	2	0	2	0	4	1	0	7	0	0	0
100歳-	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
合計	132	31	78	78	101	185	31	544	85	17	4

	ハッピータウン	東城	西城	東方	上吐田	北吐田	南吐田	梅戸	唐院	保田	合計
65-69歳	4	26	9	32	11	11	14	45	68	39	691
70-74歳	3	17	14	34	16	10	12	42	59	34	561
75-79歳	1	17	11	24	17	9	14	35	69	34	471
80-84歳	1	21	7	14	12	6	8	22	39	31	324
85-89歳	1	10	6	14	3	4	8	11	25	16	178
90-94歳	0	5	0	2	4	1	4	3	12	7	72
95-99歳	0	1	0	3	1	1	1	0	1	3	27
100歳-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
合計	10	97	47	123	64	42	61	158	273	164	2,325

資料：住民基本台帳

◆介護保険要介護(支援)認定状況 (各年度3月31日現在 単位：人)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
要支援	76	75	90	94	119
要介護1	78	70	68	71	74
要介護2	51	59	50	46	64
要介護3	61	61	57	56	41
要介護4	38	34	44	54	56
要介護5	21	23	24	28	31
合計	325	322	333	349	385

資料：介護保険状況報告

◆障害者人口の推移 (各年度4月1日現在 単位：人)

	身体障害者手帳所持者数	療育手帳所持者数
平成18年度	338	53
平成19年度	347	56
平成20年度	378	60
平成21年度	364	66
平成22年度	366	69

資料：川西町第2期障害福祉計画

◆共にめざす目標

○幼稚園・保育園等の施設や保育機能を地域の子育て施設や機能として、より一層活用することに取り組みます。

○住民の子育て支援活動の地域的な拡大や定着のために、啓発やグループの育成を図り、情報の提供や、活動の交流・展開の場の整備を進めます。

○健康な高齢者がその豊かな経験や能力を活かして、いきいきと地域社会活動などに参加できるための環境整備を進めます。

○個々人が、暮らしてきた地域社会で生涯にわたって自立して生活を営むことができるよ

うに、福祉サービス基盤の整備など公的な支援施策を図るとともに、その生活を地域社会が支えるような意識・活動を促進します。また、そのために、福祉コミュニティづくりの積極的な推進やボランティアの育成と活動の促進を図るための諸施策を推進します。

○高齢者が地域社会において生活を営むために必要な場の充実を図るとともに、その場を地域で支えていくしくみの構築や活動を促進します。

○障害のある人がそれぞれの個性や能力を活かして、地域のなかで自立した生活を送ることができるよう住民の障害に対する理解を深め、地域社会のなかで支え合うためのしくみづくりに取り組むとともに、日々の暮らしのなかで生じるニーズに対応できるよう、相談支援体制の充実に取り組みます。

◆施策

1 子育て支援の推進

(1) 安心して生み育てられる環境づくり

若い世代が本町に住み、働きながら安心して子どもを生み育てられるよう、子育て情報の提供、子育てに関する不安や悩みの相談、さらに家庭教育の再生を図る学習の機会や場の提供などに主体的に取り組むため、平成19年度に設置した子育て支援センターでの各種事業の実施により、今後も一層の環境づくりに努めます。

また、住民の互助システムとしてファミリーサポート事業（一時預り）を実施しており、本町としても支援を行います。

(2) 保育の充実

仕事と両立する子育ての支援体制を整備するため、社会状況の変化に対応した保育事業のあり方の検討を進め、多様な保育サービスなどの提供体制の再編・整備に努めます。

また、学童保育事業の展開などによる放課後児童健全育成事業を推進します。

(3) 子どもの権利を守るまちづくり

子どもは人権を持った一人の人格であるという共通認識のもとに、子どもの権利に関する条約の周知や、虐待やいじめ、不登校の防止などについての啓発活動など、子どもの人

権擁護に取り組みます。

2 高齢者などへの支援

(1) 高齢者の生きがい対策と社会参加の促進

高齢者が豊かな知識と経験等を発揮し、活躍できるよう、老人クラブやボランティア団体など高齢者が地域社会のなかで活躍できる場の充実を進めます。

(2) 介護予防などの推進

地域包括支援センターを中心として、高齢者の要介護状態への進行を予防するとともに、自立した生活を営むことができるように必要な支援を実施します。また、家族介護者に対しても介護の負担軽減のための支援を図ります。

(3) サービス基盤の整備

従来のサービスでは対応が困難な高齢者に対し、「通い」「訪問」「宿泊」サービスを柔軟に組み合わせて提供することで、在宅介護を支援できるよう小規模多機能型居宅介護サービスを整備します。

また、認知症の方への地域の理解や重点的施策を推進します。

(4) 介護保険制度の円滑な運営

介護保険制度の円滑な運営をめざし、介護保険事業計画に基づくサービス提供基盤の整備、介護保険制度の周知と理解の促進などの施策展開を図ります。

3 障害者への支援

(1) 社会参加・生活支援策の推進

障害者の自立と社会参加の支援、生活支援の施策の充実を図っていくために、住民への障害者に対する理解やノーマライゼーションの理念の啓発活動を進めるとともに、公共施設や公園、駅といった公共空間や道路などにおいて、外出しやすいまちづくりを進めます。

また、自立支援給付と地域生活支援事業によって、障害者の就労支援事業、障害者の地域での生活を支援する在宅福祉サービス相談等障害者生活支援事業を実施します。

さらに、障害者の社会復帰の促進を図るとともに、自立と社会参加を支援します。

(2) 相談支援体制の充実

障害者の地域生活に関わるさまざまな相談などに適切に対応するために、多様な相談窓口の充実・連携を図ります。

また、地域における相談支援体制の整備を図るため、磯城郡地域自立支援協議会の機能の充実に努めます。

4 多様な援助の推進

(1) 母子・父子福祉の充実

ひとり親家庭の自立と安定した生活の確保及び子どもの健全育成を図るために、家事援助者の派遣、生活相談、関係団体の育成などの充実に努めます。

(2) 援護策の推進

生活保護世帯の最低生活の保障と自立を促すために、関係機関との連携を強化し、法の適正かつ公平な運用を図り、個別ニーズに対応した保護を推進します。

また、認知症高齢者、知的障害者等の判断力や意思能力が不十分な人の権利擁護を図るために、成年後見制度を活用した事業や相談事業等を展開します。

さらに、乳幼児、児童、高齢者などが虐待を受けた場合の適切な相談及び保護や援護に努めます。

そのほか、火災をはじめとする災害被災者に対する支援の充実に努めるなど要援護者に対する施策の充実に努めます。

5 地域福祉の推進

地域福祉の充実にあたり重要な役割を担う住民主体の福祉活動の活性化や、地域福祉力の再生・充実のために、社会福祉関係団体などと連携しながら、住民の福祉活動に対する意識の啓発・PRに努め、地域ふれあいサロン活動など住民の自発的な福祉活動を促進します。

また、町との連携によって住民の視点からさまざまな福祉サービスの提供と住民の福祉意識を活動に結びつけるコーディネート機能を担う社会福祉協議会や、民生委員・児童委員協議会、保護司会等の社会福祉関係団体の地域福祉活動を支援します。

■主な実施事業

事業名称	事業内容
放課後児童健全育成事業	子育て家庭に配慮した就労環境の整備を図るため、放課後児童健全育成事業を充実します。
地域子育て促進事業	地域子育て支援拠点を設置し、相談訪問活動の充実を図ります。
地域密着型サービス事業	ぬくもりの郷グループホームの充実を図るとともに、小規模多機能型居宅介護サービスの整備を促進します。
障害者在宅福祉サービス事業	障害のある人の在宅生活を支援するため、居宅介護、同行援護、行動援護などの訪問系サービスや、生活介護、就労継続支援などの日中活動系サービスの充実に取り組みます。
障害者相談支援体制整備事業	障害のある人のさまざまな相談に対応するため、磯城郡地域自立支援協議会とも連携し、利用しやすい相談支援体制の整備に取り組みます。

第2章 住む喜びが実感できる人間都市

ともにめざす目標指標

区分	指標名	後期計画				
		現況	年度	目標	年度	備考
快適で安全な暮らしがあるまちづくり	下水道普及率	99.5%	H22	⇒ 約100%	H28	
	犯罪発生件数	80件	H22	⇒ 70件	H28	
	交通事故発生件数	31件	H22	⇒ 20件	H28	
自然と共生するまちづくり	1人当たりのごみ排出量	282kg/人・年	H22	⇒ 270kg/人・年	H28	可燃ごみ、不燃ごみ
	ごみのリサイクル量	393t	H22	⇒ 410t	H28	町内資源回収団体によるリサイクル量含む
誰もが快適なまちづくり	公園・広場の1人当たり整備面積	3.8㎡/人	H22	⇒ 4.0㎡/人	H28	

1 ふるさとの風土を大切にするまちづくり

◆現状と課題

<水と緑のまちづくり>

○本町では第1次総合計画以来、「住む遊びが感じられるまちづくり」を基本理念として掲げ、特に、本町の恵まれた都市環境であり、貴重な資源である「水と緑」を活かしたまちづくりを推進してきました。

しかしながら、住民や本町を訪れる人々にとって、この「水と緑豊かな都市」を十分に実感できるには至っておらず、本町の個性として確立していくことが重要です。

○本町のこれからのまちづくりにおいては、「水と緑」を最大の素材として、本町に暮らす人々や本町を訪れる人々が、真に実感できるまちとしての個性と魅力の形成が重要な課題となっています。

○特に、生活空間に水と緑を活かし、身近に豊かな緑や花を感じる空間を創り出すことが重要であるとともに、それらがネットワーク化し、まち全体が季節感あふれる彩り豊かな美しい風景を描き出すことが重要です。

○そのためには、住民一人ひとりが身近な所で、緑や花を育て、その行動のなかでの花と緑の名所づくりやネットワーク化を進めていく気運の醸成としくみづくりが必要です。

<季節のイベントの振興や歴史的環境の継承>

○本町の誇るべき地域資源である島の山古墳や寺川、曾我川、飛鳥川、大和川の自然、先人達が積み重ね創りあげてきた歴史風土をまちづくりに活かした自然・歴史が調和した都市空間を形成するとともに、「面塚さくらまつり」や「結崎観世会のたなばたの会」「夏まつり」など季節感あふれる祭りやイベントを盛んにし、暮らしのなかで四季を満喫できるまちづくりを進めていくことも必要です。

◆共にめざす目標

○生活空間に水と緑を取り込み、花と緑豊かな都市が実感できるまちづくりを進めます。

そのため、緑のシンボルとしての緑化拠点整備など点としての整備、緑のネットワークなど線としての整備、それらが重なり合い、まち全体が緑の豊かさを表現する面としての整備を進めます。

○水や花、緑を活かした都市空間整備のために、住民自らが主体的に参加するしくみづくりを進めます。

○また、島の山古墳や寺川、曾我川、飛鳥川、大和川という恵まれた地域資源を活かし、水と緑の都市の創造と再生を図ることによって、まちの個性と魅力を形成します。

◆施策

1 緑あふれる都市空間づくり

(1) 緑のシンボルづくり

本町の緑のシンボルとして、豊かな景観と潤いをもたらす、緑のある道のネットワーク化を図ります。さらに、中心市街地において緑化推進を図るとともに、公園や他の公共施設などにおける緑化促進に努め、その指針づくりを検討します。

また、既存の街路樹や緑化施設の適切な維持管理などに努めます。

(2) 花と緑のまちづくり

身近な花や緑は生活に潤いとやすらぎを与え、さらには、まちの魅力・個性へとつなげるために、花と緑豊かなまちの実現を図ります。

そのため、住民との協働によって緑の情報交流、地域の緑化推進、緑化住民団体との連携などによる「住民とつくる花と緑のまちづくり」を積極的に推進します。

2 多自然地域の創造

(1) 緑豊かで、多様性豊かな地域づくり

寺川、曾我川、飛鳥川から大和川に至る結崎・吐田・梅戸・唐院・保田地区は、水と緑豊かな農村地域などの恵まれた多くの自然地域資源をはじめ、島の山古墳、比売久波神社など歴史性豊かな地域資源、さらには、貝ボタン産業など豊かな緑と多様性を有する地域であることから、民間や地域住民との連携や協働を基本に、多様性豊かな地域づくりを進めます。

(2) 四季の里づくり

本町の誇る結崎面塚公園、島の山古墳周辺の自然環境や河川環境は、野生動植物の生息の場として、また、住民共有の憩いの場として貴重な資源です。

これらの地域の機能を保全・充実しながら、環境教育や野外教育の場としての利用も図るとともに、住民自らの河川環境の保全活動や緑地づくり活動への支援に努め、季節の彩りや多様な機能を持つ「四季の里」づくりを推進します。

3 水辺空間の利用と再生

寺川、曾我川、飛鳥川と大和川が流れる本町において、河川環境は、生物の生育・生息の場、余暇・スポーツ・観光などの利用の場、自然体験の場、四季折々に変化する美しい自然環境として地域の風土・文化を形成する場と位置づけ、その水辺空間の利用と再生を図ります。

特に寺川、曾我川、飛鳥川については、本町の「水」のシンボルとして、国や県等と連携して学習機能や観光機能など多様な機能の活用と再生に努めます。

4 季節のイベントの振興

恵まれた自然や歴史を素材に、春の面塚さくらまつり、夏の結崎観世会のたなばたの会・夏まつり、秋のスポーツカーニバル・文化祭など四季折々の祭りやイベントは、本町の美しく豊かで穏やかな四季を表現し、町の内外から多くの人々の参加があります。

また、六県神社「子出来おんだ祭り」などの地域に根ざした個性豊かな祭りは、郷土愛

を醸成するコミュニケーションの場となっていることから、これら四季折々のイベント、祭りを振興し、季節感豊かなまちづくりを推進します。

5 魅力ある歴史環境の未来への継承

(1) 文化財を守り伝える

埋蔵文化財については、県との連携を図りながら発掘調査の効率化、迅速化を図り、重要な遺跡などについては史跡指定などを行い、その整備活用を図ります。

また、必要に応じ、有形、無形文化財の調査と適切な保存管理を行うとともに、民俗その他の文化資源の掘り起こしを進めます。さらに、出土品の調査研究、埋蔵文化財保存の普及と啓発などに努めます。

(2) 文化財に親しむ

考古資料展などにより、町内文化財を紹介し、文化財保護の普及啓発を図り、住民に文化財に親しむ機会を提供します。さらに、文化財保護団体などの育成を図ります。

(3) 文化財を暮らしに活かす

住民が身近な場所で歴史を感じながら暮らすことのできるまちづくりをめざします。

古代律令制時代における聖徳太子の通学道とされる「筋違い道」、島の山古墳とその周辺の整備など、貴重な物件は指定等を行うなど、歴史的文化遺産を整備し、保存活用を図ります。

■主な実施事業

事業名称	事業内容
街路樹ネットワークづくり事業	緑の基本計画に位置づけられた、緑のシンボルとなる街路樹ネットワークを計画的に整備します。
花と緑のまちづくり事業	今までの行政主導の「緑」整備から、住民・企業・団体・地域など、住民参画システムへの転換を図るための環境整備、基盤整備を行います。
緑豊かな多様性豊かな地域づくり事業	島の山古墳とその周辺等の多様な資源を活かして「緑」をメインコンセプトとした、まちづくり振興を図ります。

2 快適で安全な暮らしがあるまちづくり

◆現状と課題

<都市基盤・生活基盤>

○快適で利便性の高い都市基盤、生活基盤の整備が相当の水準まで進んだなかで、今後は暮らしのなかに潤いを創り出すための生活基盤整備を図ります。

○生活に身近な生活道路や公共下水道、上水道やガス等のライフラインについては、快適な生活を支える土台として、県との連携を図りながら引き続き着実に整備していくことが必要です。

○これからの生活様式においては、自然環境への負荷をできるだけ少なくすることが求められており、総合的な生活排水処理が重要になっています。

○これからのまちづくりにおいては、これまでのストックを有効に活用することが求められており、一定の公共施設整備がなされ、都市機能が集積する既成市街地について、土地の有効利用を図るとともに、ゆとりある空間を生み出していくことが重要です。

○少子・高齢化や交通・通信網の整備とモータリゼーションの進展にともない住民生活における社会環境は、大きく変化してきており、住民自らが主体的に参画して、自然的環境や田園景観を保全しながら、それらと調和した定住環境の充実が求められます。

○駅や駅前広場をはじめ、市街地においては、子供からお年寄りまで安心して利用できるよう、歩道の段差解消や幅員の拡幅、歩道と車道の明確な区分、ゆとりや潤いを生むオープンスペースの創出・形成など、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりが求められます。

＜まち並み景観＞

○個性豊かで美しいまち並み景観の形成は、住民や企業、行政が一体となった美しいまち並みづくりへの持続的な取り組みが求められます。

＜防災体制・安全対策＞

○快適な住民生活は、安全で、安心できる暮らしを土台にして成り立つものであり、災害を未然に防ぎ、また災害が起こった時は、被害を最小限に抑える災害に強い都市づくりが求められています。

○生活様式の変化や都市化の進展に対応して、交通事故や犯罪等の社会的災害の発生防止や救急体制への取り組みが必要です。

第2章 住む伸びが実感できる人間都市

◆上水道（各年度3月31日現在）

項目		年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
行政区域内人口		人	9,283	9,190	9,071	8,958	8,862
給水区域内人口		人	9,283	9,190	9,071	8,958	8,862
給水人口		人	9,283	9,190	9,071	8,958	8,862
給水戸数		戸	3,387	3,392	3,401	3,361	3,376
有効水量	生活用 (1日1人)	$\text{m}^3/\text{年}$	914,158	891,125	872,331	858,849	864,828
		$\text{m}^3/\text{日}$	2,505	2,441	2,390	2,353	2,369
		$\ell/\text{日}/\text{人}$	270	266	263	263	267
	業務営業用	$\text{m}^3/\text{年}$	27,413	24,606	24,208	16,916	20,551
		$\text{m}^3/\text{日}$	75	67	66	46	56
	工場用	$\text{m}^3/\text{年}$	128,165	132,962	109,884	79,731	91,658
		$\text{m}^3/\text{日}$	351	364	301	218	251
	その他	$\text{m}^3/\text{年}$	21,478	15,819	15,865	18,199	9,602
		$\text{m}^3/\text{日}$	59	43	43	50	26
	小計	$\text{m}^3/\text{年}$	1,091,214	1,064,512	1,022,288	973,695	986,639
		$\text{m}^3/\text{日}$	2,990	2,916	2,801	2,668	2,703
	有効無収水量	$\text{m}^3/\text{年}$	62,000	50,000	60,000	65,000	40,000
		$\text{m}^3/\text{日}$	170	137	164	178	110
	計	$\text{m}^3/\text{年}$	1,153,214	1,114,512	1,082,288	1,038,695	1,026,639
$\text{m}^3/\text{日}$		3,159	3,053	2,965	2,845	2,813	
無効水量	$\text{m}^3/\text{年}$	12,419	6,877	7,789	7,362	6,264	
	$\text{m}^3/\text{日}$	34	19	21	20	17	
総給水量		$\text{m}^3/\text{年}$	1,165,633	1,121,389	1,090,077	1,046,057	1,032,903
一日平均給水量		$\text{m}^3/\text{日}$	3,194	3,072	2,987	2,866	2,830
一人一日平均給水量		$\ell/\text{日}/\text{人}$	344	334	329	320	319
一日最大給水量		$\text{m}^3/\text{日}$	3,780	3,571	3,540	3,261	3,548
一人一日最大給水量		$\ell/\text{日}/\text{人}$	407	389	390	364	400
有収率		%	93.6	94.9	93.8	93.1	95.5
有効率		%	98.9	99.4	99.3	99.9	99.4
施設利用率		%	53.2	51.2	49.8	47.8	47.2
最大稼働率		%	63.0	59.5	59.0	54.4	59.1
負荷率		%	84.5	86.0	84.4	87.9	79.8

◆下水道（平成23年3月31日現在）

①行政区域人口 (人)	②処理区域 人口 (人)	③水洗化 人口 (人)	②/① (%)	③/② (%)
8,862	8,809	8,289	99.4	94.1

◆共にめざす目標

○これからのまちづくりにおいては、住民の主体的参加による住み良い住環境の形成や美しいまち並みの実現等、地区レベルの総合的なまちづくりを進めていくことが重要であり、まちづくりに地区計画制度の導入を検討します。

○全町的土地利用との整合を前提に市街化調整区域においても地区計画制度などによる都市的住環境整備を進めるとともに、農村集落地域においても、農業生産基盤や田園景観保全との調和を図りながら、快適な住機能整備を進めます。

○美しいまち並み景観の形成には、自然や歴史・文化と調和したまち並み全体から受ける風情が重要な要素であり、公共施設はもとより民間施設の建設にあたっては、住民の主体的な取り組みを促し、行政と住民が一体となった美しいまち並みの形成を図ります。

○防災や救急救命については、住民一人ひとりや地域コミュニティの果たす役割が大きいことから、住民・地域・企業等やボランティア団体と行政が一体となった地域防災力の向上のため、総合的な防災体制づくり、人づくり（自主防災組織など）、拠点づくりを展開します。

◆施策

1 快適で潤いある都市基盤・生活基盤の整備

(1) 生活道路の整備

生活に最も身近な生活道路については、安全で快適な道路空間の整備、安心して通行できる交差点への改良等を推進します。また、円滑な交通を確保するための適正かつ効率的な維持管理に努めます。

(2) 総合的な生活排水処理の推進

県内第1位の普及率を誇る公共下水道については、今後、下水道長寿命化計画を策定し、それに基づいて町内全体の効果的、総合的な生活排水処理対策を進め、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図ります。

(3) 快適な住宅の整備

公営住宅等長寿命化計画に基づき、適正な修繕を行い建物の劣化を抑えると共に、室内段差の解消や手すりの設置等、高齢者、障害者に配慮した改善に努め、快適で質の高い生活空間の提供を図ります。

(4) 安定的な水道の供給

水道については快適な住民生活のためのライフラインとして、県との連携を図りながら長期安定供給の確保に努めるとともに、耐震管の導入など、危機管理体制の確立を図ります。また、水道事業については公営企業としての経営基盤強化のため、事業推進方法の見直し、民間活力の活用などを図ります。

(5) 快適居住空間の形成

市街化区域内未利用地については、宅地化促進のための施策による有効な土地利用を促進します。併せて、土地区画整理事業などが実施された地区においては地区計画などを定め、良好な住環境が将来まで受け継がれるように努めます。

また、市街化調整区域においては全町的土地利用との整合を前提に、特に、農村集落地域や高齢化の進行のなかでコミュニティの維持が懸念されている地域については、地域の主体的な取り組みによる集落地域等整備事業により快適な生活環境の整備を図ります。

(6) 快適な都市空間の整備

本町の玄関口である結崎駅周辺の整備を進め、公共交通機関の利便性の向上に努めます。

また、住民の暮らしの基盤である駅前周辺道路についても、高齢者や障害のある人等交通弱者が利用しやすく、安全性の高いユニバーサルデザインに配慮したゆとりある、安全で快適に暮らせる道路整備に努めます。

2 魅力ある都市景観づくり

美しいまち並み形成など、都市景観に対する高い住民意識に応え、未来へ向けて個性的で美しい都市景観を創るため、景観形成基本計画の策定を検討します。

3 安心・安全なまちづくり

(1) 総合的な防災体制づくり

災害に強い安全なまちづくりを進めるためには、防災基盤の整備はもとより、住民の防災意識の高揚が重要であり、住民を対象とした防災教育や住民参加のもとでの防災訓練、救命講習会等の実施によって救急現場に居合わせた場合に、傷病者に適切な応急処置ができる住民の養成など、「自分たちの地域・財産・命は自分たちで守る」という自主防災意識の向上を図ります。また住民が主体となった自主防災会・自治会・磯城婦人防災クラブ等を中心にした自主防災体制の編成、リーダーの養成に取り組み、住民参加による地域の防災ネットワークづくりの充実を進めます。

(2) 救急・消防防災体制の整備

高度化・複雑化する救急・消防業務に対応していくために資機材の充実や、職員などの知識、技能の充実強化等、体制整備を進めます。また、救急・消防防災体制基盤の充実を図るために各地域の拠点整備を順次進め、防災拠点として整備を進めます。

(3) 治水の充実

大和川については、国・県との緊密な連携により、河川改修を促進します。併せて、町内中小河川の流域を対象とした総合的な浸水対策を進めることで浸水被害の早期軽減を図ります。

(4) 交通安全対策の推進

子どもや高齢者等の交通弱者保護の取り組みとして、交通安全教育を通じた住民一人ひとりの安全意識の啓発を図るとともに、安全かつ快適な交通環境を確保するための施設整備や交通事故防止対策を推進します。また、放置自転車対策、迷惑駐車対策等も含めた総合的な交通安全対策を実施します。

(5) 防犯体制の強化

犯罪のない安心・安全で住みよいまちをつくるため、各自治会、見守り隊や田原本警察署等との連携を密にした自主防犯意識の啓発や、家庭、地域、職場、行政が一体となった地域に密着した防犯活動を推進します。

(6) 安心・安全ネットワークシステムの運用

本町、田原本警察署、磯城消防署と学校及び幼稚園並びにその保護者と防犯や防災等の情報をリアルタイムで配信する「川西町コスモス安全メール」の活用によって、子どもたちの安全と安心の確保に取り組んでおり、自治会や婦人会等における地域のコミュニティ手段としての活用や、近隣市町村への展開を図ることにより、更なる利用者の拡大をめざしていきます。これらを通じて、地域の安心安全をさらに高め、また、今後も「川西町コスモス安全メール」の運用と機能充実に努めます。

■主な実施事業

事業名称	事業内容
交通渋滞緩和対策事業	右・左折待ち、踏切の形状により渋滞を招いている交差点を改良することにより、スムーズな通過交通の確保と歩行者の安全確保を図ります。
総合的な生活排水処理事業	公共用水域の水質を保全し、居住空間の快適性を高めるため、地域特性に応じた効果的効率的な生活排水処理事業を進めます。 ・公共下水道事業 ・水質改善下水道事業
市街化区域内未利用地等整備事業	市街化区域内の未利用地等について、合理的な土地利用の促進並びに、地域の主体的な取り組みを支援するために、宅地化など促進のための施策を充実して有効利用を図ります。
集落地区等整備事業	市街化調整区域内において、地域の主体的取り組みと協働し、集落地区などの生活環境整備を図ります。
地域防災組織等推進事業	住民に対する防災知識の普及啓発、救命処置ができる住民の養成、地域や事業所での自主防災体制の整備、災害支援ボランティアとの連携強化などを通じ、地域ごとの防災ネットワークづくりを促進します。
救急・消防防災拠点整備事業	救急・消防防災体制基盤の充実のため、地域の拠点施設の整備を行います。
水道設備整備事業	水道施設の耐震化及び設備の整備充実を行います。
総合治水対策事業	大和川の浸水対策などを国や県との緊密な連携のもとに進め、町内中小河川については、浸水対策基本計画を策定し、「水害に強いまちづくり」のための効果的な整備を図ります。特に、低地地域において被害が集中する大和川等について、浸水対策を進めます。また、災害時での、生活用水及び飲料水の確保に努めます。

3 自然と共生するまちづくり

◆現状と課題

<環境保全>

○今日の資源やエネルギーを大量に消費する社会は、便利で豊かな生活をもたらした反面、地球温暖化現象など地球規模での環境問題を引き起こしています。今後は、これら地球規模での環境問題を地域問題として捉え、住民一人ひとりが省エネルギー・省資源化等の環境に配慮した生活様式に転換することが求められています。

<ごみ対策>

○廃棄物処理対策が大きな課題となるとともに、空き缶などのポイ捨てが地域社会の環境美化にとって大きな問題となっています。このポイ捨ては、事業者と消費者の流通システムのなかでその防止を考えていくことも重要ですが、一方では、モラルやマナーの問題であると同時に、地域への愛着心や帰属感の希薄化に起因しているとも考えられます。

今後、これらポイ捨てなどによる散乱ごみのない清潔で快適なまちにするためには、子どもの頃からの環境教育、啓発を重点的に行うとともに、住民一人ひとりが考え、行動する住民参加の地域社会システムを構築していく必要があります。

○本町は従来より、ごみの分別収集の細分化や有料指定袋制度を実施し、さまざまなごみの減量やリサイクルに取り組んでいます。「家庭ごみ分別の手引き」という冊子を配布し、そのなかでごみを減らす3つのキーワードとして、リデュース（発生抑制）ごみとなるものを減らす、リユース（再使用）できるだけ繰り返し使う、リサイクル（再生利用）資源として再利用する、これらを3Rと称し、住民・事業者に対し啓発に努めています。しかしながら、今後予想されるごみ排出量の増大傾向に対処するため、住民、事業者、行政がそれぞれの役割と責任を果たしながら、連携していくことにより、一層のごみ減量やリサイクルを進めていくことが必要です。

◆ごみ排出量（各年度末集計、単位：t）

	可燃ごみ	不燃ごみ	飲料缶	プラスチック	合 計
平成18年度	2,074	299	13	93	2,479
平成19年度	1,902	242	6	68	2,218
平成20年度	1,881	227	5	54	2,167
平成21年度	1,744	251	8	54	2,057
平成22年度	1,551	144	8	55	1,758

※町収集搬入量

◆共にめざす目標

○地球環境の問題を地域問題として捉え、住民一人ひとりが省エネルギー・省資源化などの環境に配慮した行動を行う生活様式への転換を促し、資源循環型の地域社会をつくりあげるため、環境基本計画の策定を検討するとともに、実効ある施策を推進します。

○ポイ捨てをしない人づくりのための学習・啓発活動を行うとともに、ポイ捨てさせない環境づくりのための美化・清掃活動を促進し、散乱ごみのない清潔感あふれるまちづくりを進めます。このため、川西町環境美化促進条例の制定を検討し、その充実・強化を図ります。

○資源循環型地域社会をめざした都市づくりを進めるため、特に増加傾向にある事業系ごみの減量・リサイクルを推進するとともに、生ごみの堆肥化などにも取り組みます。

○排出段階でのごみの抑制と分別の徹底によるごみ減量を推進する施策を積極的に展開します。また、その実施にあたっては家庭系ごみ・事業系ごみを問わず全ての排出者を対象とし、住民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を明確にとらえ、排出量抑制を図ります。

○行政として一般廃棄物の収集・運搬・処理・処分を行う責務を果たすため、総合的なりサイクル関連施設に投資するとともに、長期的な視点に立って、自然環境に対する負荷を最小限にした安全で安心な中間処理施設及び最終処分施設に必要な応じて出資します。

○太陽光、バイオマス等の自然エネルギーの活用によって省電力、省資源を促進するために、公共施設や事業所の省資源化や農地の有効活用に向けた研究に取り組み、本町に適した自然エネルギーの導入など、循環型社会に向けた取り組みを進めます。

◆施策

1 環境に配慮したまちづくり

住民・事業者・行政との協働によって、省エネルギー・省資源の生活様式への転換を促進するための環境教育や啓発活動の充実を図ります。また、太陽光、バイオマス等の自然エネルギーの導入に向けた研究など、循環型社会に向けた取り組みを進めます。

2 生活環境の保全と向上

(1) 環境美化活動の促進

ポイ捨てをしない、させない意識を高め、美しいまちづくりへの参画を促すため、住民・事業者・関係機関等の協力を得ながら、地域の一斉清掃活動や環境美化モデル地区の指定による環境美化・清掃活動などを促進します。

(2) 公害のないまちづくり

大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭、地盤沈下などを防止する対策として、調査・監視や指導の徹底とそれらの発生源に対する未然防止対策を行います。また、廃食用油を利用したリサイクル石鹸の製造・使用の推進など水質保全対策を推進します。

(3) 衛生的な生活環境づくり

空き地の適正管理指導や動物の適正飼育の啓発事業を推進するとともに、地域や関係団体における環境衛生活動の支援などを行い、公衆衛生の向上を図ります。また、し尿収集業務の円滑化を図るため、し尿収集事業者に対し適正な指導を行いつつ連携を保ち、住民サービスの向上を図ります。

3 ごみ減量・リサイクルの推進

ごみ問題については、住民・事業者・行政（本町と県）が連携し、ごみの削減に取り組むよう啓発に努めます。また、生ごみ容器購入助成事業を継続し、更なるごみ減量・リサイクルの推進と限られた資源の有効活用を図ります。

■主な実施事業

事業名称	事業内容
環境美化推進事業	川西町環境美化促進条例の制定を検討し、ごみの減量・リサイクル活動の充実、強化を図り、資源回収団体に対する助成金交付事業、清掃活動助成金交付事業、また、無料のボランティア袋の提供等を継続して推進します。
ごみ減量・分別リサイクル推進事業	住民、事業者、行政が一体となりごみの減量、分別収集、リサイクル活動を推進します。特に徹底した資源ごみの分別、生ごみ堆肥化容器購入助成事業制度の活発な活用を行います。
リサイクル関連事業	資源の保管、リサイクル体験、住民への情報提供・学習・情報交換などの機能を持つ施設や収集基地を総合的に整備します。

4 誰もが快適なまちづくり

◆現状と課題

<ふれあいのある地域づくり>

○モータリゼーションの普及や地域コミュニティの衰退などによって、人々のコミュニケーションや対話の機会が失われつつあります。

○コミュニケーションの希薄化は、相互理解や地域における協働・連帯意識の希薄化をもたらし、特に子ども達の成長過程における対人関係の習得を阻害する要因となっています。

○他方、高齢化が進行するなかで、高齢者や障害者が自立した生活を送るために、外で自由に活動できる生活基盤の整備が求められています。

○子どもや高齢者、障害者をはじめとする全ての人達が、外で安心して生き生きと活動する地域コミュニティを促進する生活空間の整備が重要になっています。

◆共にめざす目標

○子ども達や家族、高齢者、障害者が、安心して外で遊び、活動することの楽しさが実感できる場を、生活の身近に作り出します。

○公園などの整備については、島の山古墳史跡公園化を推進するとともに、生活に身近な街区公園整備や未利用地、境内等を活用した、生活に身近な広場を整備する等、子ども達が地域コミュニティで遊び集える場の形成を図ります。

○歩行者や自転車での移動が安全で快適にできる環境整備を着実に進め、自動車を中心とした行動様式から、徒歩や自転車で暮らしやすいまちづくりへの転換を促進します。

○住宅地においては、通過交通の締め出しや車の速度を低下させることで、道路空間が歩行者、生活者優先の安全快適な空間となるように整備を進めます。

また高齢者や障害者等の外での活動を促進するために、安全な移動を確保するためのバリアフリーの整備を進めます。

◆施策

1 公園の整備

(1) 住民が集う公園の整備

都市基幹公園などは、世代を超えて楽しめる空間であるとともに、本町の都市魅力創出につながるものであり、結崎面塚公園、島の山古墳史跡公園、寺川河川敷における親水公園などの充実・整備を進め、住民の休息、スポーツ・レクリエーションの場を提供するとともに、広域的都市魅力の創出を図ります。

(2) 生活のなかにある公園の整備

生活に身近な空間である街区公園については、潤いと親しみのある緑地空間、地域コミュニケーションの場として、計画的に整備していくとともに、適切な維持管理に努めます。

また、生活の身近な場所にある遊休地や公的なスペースを利用し、地域が主体となった取り組みとして、子ども達が自由に遊べる広場や地域コミュニティが集える広場整備や活用を促進します。

2 歩きたくなる道づくり

(1) 安全で快適な歩行空間の整備

歩行者や自転車の安全で快適な移動空間である自転車歩行者道整備を進め、日常生活のなかで屋外を安心して楽しめる空間形成を図ります。

(2) 歩車共存空間の整備

コミュニティ道路などの整備を計画的に進めるとともに、車という交通手段を維持しつつ、住宅地の道路本来の機能である生活空間を取り戻すため、車の低速化を図るなどの対応を図ります。

3 自転車が似合うまちづくり

(1) 自転車に乗りやすい環境の整備

比較的近距離の移動においても、自動車による移動に頼りがちな生活様式を見直し、自転車を利用しやすい都市づくりを進め、さらには子どもや高齢者等が自転車で安全に移動できる環境を確保するため、奈良県自転車利用促進計画と整合しながら、モデル地区の設定などの検討を行い、自転車道や駐輪場等の利用促進を図ります。また、近鉄結崎駅付近について、放置自転車などを解消し安全な交通空間の確保に努めます。

(2) 自転車利用の促進

自転車の積極的な利用と、利用にあたってのモラル向上を図るため、住民意識の啓発に努めるとともに、ボランティア活動と連携して、自転車利用を促進します。

4 ユニバーサルデザインのまちづくり

(1) 歩行空間のバリアフリー化の推進

ユニバーサルデザインの理念に基づいて、高齢者、障害者等をはじめ、すべての住民が社会参加できるまちづくりの取り組みとして、民間をも含めた施設整備、建築物の改善等を進めます。

また、誰もが、気軽に外出し、活動できる道路環境を整備するため、結崎面塚公園や島の山古墳周辺等を重点的に歩行空間のバリアフリー化を図ります。

さらに、誰もが利用しやすく、わかりやすい行政情報配信サービスに努めます。

(2) 外出が困難な住民に対する交通手段の検討

高齢者や障害者をはじめとした一人では外出が困難な住民に対する日常の交通手段について住民ニーズに基づいた具体的な検討を進めます。

■主な実施事業

事業名称	事業内容
コミュニティ施設等整備事業	住宅地、商業地において、コミュニティ道路などの整備を計画的に進め、車の低速化を図るとともに道路空間を歩行者優先の安全で快適な空間にします。
バリアフリー歩行空間ネットワーク整備事業	誰もが快適に、安心して活動できるように、歩行空間の整備とバリアフリー化を進めます。
地域公共交通整備研究事業	外出が困難な高齢者や障害者とともに一般住民にとって、本町にふさわしい公共交通について、住民ニーズ調査及び運営のあり方等を検討します。

第3章 活力とにぎわいのある産業人間都市

ともにめざす目標指標

区分	指標名	後期計画				
		現況	年度	目標	年度	備考
知恵と技術を 創造するまち づくり	農業耕地面積	113.9ha	H22	⇒ 100ha	H28	
	企業立地奨励措置適用 企業数	2件	H22	⇒ 3件	H28	
	認定農業者数	3人	H22	⇒ 4人	H28	
	結崎ネブ力作付面積	1ha	H22	⇒ 2ha	H28	
人と情報が行 き交うにぎわ いのあるまち づくり	近鉄結崎駅の1日当 たりの乗客数	2,300人	H22	⇒ 2,500人	H28	
広域交流の役 割が果たせる まちづくり	川西町ホームページ アクセス数	12万件	H22	⇒ 15万件	H28	

1 知恵と技術を創造するまちづくり

◆現状と課題

<産業>

○本町の産業は、農業、工業、商業などがバランス良く発展してきましたが、工業においては、県内第6位・郡内第1位の製造品出荷額を維持しているものの、生産農業所得の伸び悩み、農業就業人口の減少や高齢化などの課題を抱えています。

また伝統工業においては、本町の中核的な地場産業でもある貝ボタン製造業などへの支援対策が必要です。

○これまで結崎・唐院2カ所で工業団地を開設し、積極的に優良企業を誘致してきました。

しかしながら、産業用地として活用できる土地は限られており、地域の活性化とともに若い世代の雇用を生む優良企業を受け入れていくために計画的に産業用地の整備を進めていく必要があります。

○農業の振興を図るためには、農地の保全と生産基盤整備を進めながら後継者の育成を図るなど、農業が持続的に発展していくための取り組みが必要です。

第3章 活力とにぎわいのある産業人間都市

◆事業所・従業員数（平成21年7月1日現在）

	事業所数	従業員数
農業、林業	—	—
漁業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	42	193
製造業	78	2,718
電気・ガス・熱供給・水道業	1	5
情報通信業	1	12
運輸業、郵便業	7	132
卸売・小売業	70	254
金融・保険業	7	64
不動産業、物品賃貸業	10	26
学術研究、専門・技術サービス業	11	39
宿泊業、飲食サービス業	28	102
生活関連サービス業、娯楽業	27	80
医療、福祉	24	218
教育、学習支援業	12	117
複合サービス事業	4	19
サービス業（他に分類されないもの）	37	127
公務（他に分類されるものを除く）	3	81
合計	368	4,187

資料：平成21年経済センサス

◆工業の推移（各年12月31日現在）

	事業所数	従業者数 (人)	製造品出荷額 (万円)
平成18年	34	2,628	8,066,188
平成19年	34	2,579	8,388,503
平成20年	36	2,685	8,542,606
平成21年	34	2,632	6,688,771

資料：工業統計調査

※注：対象は従業員4人以上の事業所

◆農家戸数（2月1日現在）

区分	総戸数	業別内容			経営規模別内容				
		専業	第1種 兼業	第2種 兼業	0.3ha未満	0.3～ 0.5ha	0.5～ 1.0ha	1.0～ 1.5ha	1.5ha以上
平成22年	191	23	20	148	—	72	89	20	10

資料：販売農家の値。農林業センサス

◆農用機械の保有状況（2月1日現在）

区分	動力耕運機 農用トラクター	動力防除機	走行式動力 防除機	動力田植機	動力刈り 取り機 バインダー	コンバイン	米麦用 乾燥機
平成22年	153 (164)	-	-	155 (157)	-	139 (144)	-

資料：2010年世界農林業センサス 経営体数（台数）

※ 記載数値の左側は保有農家数、（ ）内の数値は保有台数

◆農家人口（2月1日現在 単位：人）

年度	農 家 人 口		
	男	女	計
平成22年	309	251	560

資料：2010年世界農林業センサス

◆経営耕地面積（2月1日現在 単位：ha）

	田	畑	樹園地	計
平成22年	127.4	11.9	0.3	139.6

資料：農林業センサス

◆共にめざす目標

○農業後継者や新規就農者、専・兼業農家や農業生産法人などの多様な担い手と生産から加工流通までを視野に入れた多彩な農業活動を支援します。

また、健康志向や無農薬など、消費者の志向に対応するために、化学肥料や農薬の低減を図るとともに、自然循環機能の維持増進による環境と調和した農業を実現しながら農業の持続的発展を促進します。

○次代を担う新しい産業の創出、集積を進めるため、関係機関などとの連携を図りながら、新たな技術・新事業・新産業を創出する総合的な支援のしくみづくりに取り組みます。

○地域の産・官の有機的ネットワークをベースとした戦略的な育成を図ります。また、新

たな企業や研究機関の誘致、新産業の創出や既存産業の創造的な活動を支援する産業支援型サービス業の育成、集積を進めます。

○新たな企業立地を促進するための受け皿となる工業団地やその周辺地域の整備にあたっては、地区の立地条件などの特性を見極め、周辺環境との調和を前提に計画的な整備を進めます。

◆施策

1 次代を拓く新たな産業の創出

(1) 新産業の創出と起業支援

新たな産業創出に向けて、新規事業者への支援対策の充実を図るとともに、中核的な産業支援機関の整備・充実などによる新技術創造支援体制の充実に取り組みます。

(2) 新技術の研究開発促進

情報通信や医療・福祉、環境分野などの、本町の次代を担う産業分野における新事業創出を支援します。

2 活気ある地域産業の振興

(1) 高付加価値型産業の振興

町内の既存企業の技術の高度化を図るとともに、新産業の創出や既存の産業の創造的活動を支援する産業支援型サービス業の育成、集積などの高付加価値型の産業集積を促進します。

(2) 挑戦する地域企業の支援

中小企業については、情報通信技術の活用、技術の高度化や人材の育成などによる経営基盤の強化などの支援を進める一方で、新たな事業分野への進出などの起業（ベンチャー）支援の充実によって、地域経済を支える地元企業の活性化を図ります。

(3) 地場産業の振興

伝統的地場産業については、商品やデザインの開発力、新規市場開拓力の強化を図り、伝統と革新の融合による個性と魅力の創出などによって、新しい生活文化を彩る産業としての地力を育成します。

3 戦略的な産業集積の促進

(1) 新たな力を生み出す企業の誘致促進

本町の交通立地の良さや産業振興の歴史など独自の地域性を活かし、新たな力を生み出す新規の企業誘致を積極的に進めます。

(2) 立地環境の整備

企業誘致の受け皿となる工業団地やその周辺地域の整備については、道路などの立地条件の向上や周辺環境との調和を考慮した計画的な整備に取り組みます。

4 次代を見据えた地域農業の振興

(1) 多様な担い手育成をめざす総合農政の推進

個人や法人、営農形態や経営規模に関わらず、多様で多彩な農業が営まれ、農業全体を支え活性化させる構造を形成します。特に、農業の中核的担い手として、農業後継者を中心とした新規就農者の育成と確保に努めます。

(2) 優良農地の確保と生産基盤の整備

農業基盤の整備状況や農業生産の状況、農業就業者の状況、将来の営農状況などを検討し、本町農業に必要な優良農地の確保を図るとともに、農道や用排水路などの生産基盤の整備を計画的に進めます。

(3) 効率的かつ安定的な農業経営の推進

輸入農産物の増加、国内の産地間競争など、農業生産と流通を取り巻く環境が厳しさを増す中、質の高い魅力ある農産物の生産を進め、安定した持続できる農業経営への取り組みを進めます。

消費者ニーズを積極的に生産や流通に活かし、技術や所得の向上を図ります。そのための農業関係情報の積極的な発信、農産物（結崎ネブカなど）のブランド化や高付加価値化、

産地づくりを推進します。

(4) 自然にやさしい農業の推進

環境問題への関心が高まる中、農薬や化学肥料の低使用、土づくりや有機農業の推進などにより、自然にやさしい環境保全型農業を進めます。特に、土づくり推進対策事業により、堆肥化施設を整備し、良質な堆肥の生産と普及促進を図ります。

(5) 地産地消と消費者との交流の推進

生産者のみならず、住民や消費者も含めた視点が重要となっており、朝市の開催や販売所の設置検討など、さまざまな消費者との交流機会を設けることで、農業に対する住民や消費者の理解を促進するとともに、地域で生産された農産物の地域での消費拡大のための地産地消を促進します。

5 働きやすい労働環境の整備

(1) 多様な能力開発機会の提供と就業機会の創出

就業を希望する人々と人材を求める企業に対して情報提供などによる就業・雇用機会の充実に努めます。さらに高齢者や障害者などの就業機会の充実に努めます。

(2) 快適な労働環境の整備

女性の社会進出や情報技術の革新、高齢化社会の到来など労働環境が多様化するなかで、勤労者一人ひとりがいきいきと働き、その能力を十分に発揮できる労働条件や職場環境整備など、安心して働ける労働環境の整備促進を図ります。

■主な実施事業

事業名称	事業内容
企業誘致推進事業	経済の新たな活力を生み出すため、町内に優良企業の誘致を行い、産業集積と経済基盤の安定化を進めます。
産業用地活用計画推進事業	旧唐院小学校の跡地及び唐院工業団地周辺の産業用地としての活用を図るための基礎調査などを行うとともに、企業誘致のための周辺整備のあり方を検討します。
多様な担い手育成事業	次代の農業を担う認定農業者、新規就農者、農業法人などの多様な担い手の育成を進めます。
土づくり推進対策事業	土づくりを一体的に進めることで、良質堆肥の普及推進、化学肥料や農薬の低減、自然循環システムの確立を図ります。また、エコファーマーの育成を進めます。
特産農作物づくり事業	農産物（結崎ネブカなど）のブランド化や高付加価値化、産地づくりを推進します。

2 人と情報が行き交うにぎわいのあるまちづくり

◆現状と課題

○地域商業においては、商業機能などの空洞化が進み、その活性化が大きな課題となっています。本町でも結崎地区の商業求心力の縮小、周辺市町への郊外型商業施設の進出、道路沿線への出店などの立地環境の変化、インターネットなどを利用した商品の購買などの消費動向の変化のなかで、商業地域に人々を呼び込む工夫が必要です。

○このような状況の中、これからの中心地域には、商業や金融、医療などの個別機能の単なる集積だけではなく、広域から人々が集い、行き交い、にぎわいや出会いがあり、良質な刺激を受ける多様で密度の濃い空間が必要となっています。

また本町が持つ自然、歴史、文化を活用した人々の集い、にぎわいを集積する機能を充実させる必要があります。

○特に本町の広域求心力を高めるためには、まちのなかに交流や余暇活動の場など多様な人々が楽しみ、活動できる交流基盤の整備を進めていく必要があります。

◆共にめざす目標

○広域の人々のさまざまなニーズに対応し、交流や活動の場にふさわしい交流空間の整備を進めるとともに、そこでの人々の活発な活動を通して新たな情報が発信される、人と情報が行き交う、にぎわいのあるまちづくりを進めます。そのため、にぎわいと新たな文化や豊かな生活を創り出す、本町商業の振興を積極的に図ります。

○特に中心部商業については、身近さ・親しみやすさ、専門性などの魅力の充実に加え、活動や交流などの空間整備を進めるとともに、事業者、住民活動団体、行政などの連携の下、多彩なイベント、活動、刺激を演出して広域的なにぎわい空間の創出を図ります。

○中心市街地を、さまざまな人々が暮らし、活動・交流し、楽しむ都市的生活の場として、美しいまち並み、バリアフリーの公園などの整備を進め、街を楽しめるさまざまなサービス機能の再構築に努めます。

◆施策

1 にぎわいと豊かな生活文化の創出

(1) 商業の活性化

中心部商業については、商業基盤整備促進を行うとともに、地場産品などを紹介する商工祭等のイベントを支援し、地域商業の活性化を図ります。

(2) 地域に根ざした商業の活性化

長年地域に密着してきた利点を活かして、地域の交流の場としてもさまざまな地域生活を支援する地域商業の振興を図ります。

また、消費者講座やモニター制度などによる消費者の意識啓発を図るとともに、消費生活に関する情報の収集・提供や消費者相談等による消費者保護を推進します。

2 人が集い楽しむ場と機能の整備

(1) 中心市街地の再整備

中核的な田園文化都市機能の充実強化を図るために中心市街地の再整備を進めます。特に、近鉄結崎駅周辺の核となる中心部商業地域の再開発事業などによる再整備や、同駅周辺の整備を図り、住民が快適に暮らし活動できる都市整備に努めます。

(2) 多様なにぎわい空間の創出

川西町中心市街地活性化基本計画の策定を検討するとともに、環境整備、都心部の空き地を活かした交流広場などの小規模公園施設整備等、市街地における多様なにぎわい空間の整備を進めます。

(3) 個性を活かした交流活動の振興

ゲートボール大会など多様なスポーツイベント開催によりスポーツ交流を振興するとともに、学会などの多彩な交流・会議などの誘致を図ります。

(4) 魅力ある観光地づくり

水と豊かな緑などの自然環境、神社や仏閣などの歴史的資源を紹介する観光ボランティアの育成、本町固有の観光資源を活用して、観光ルートや案内板などの整備、観光施設の整備拡充などを進め、魅力ある観光地づくりを進めます。

また、奈良県が推奨する古墳をテーマにしたウォーキングルート（田原本町から三宅町を経て本町までの区間としています。）などのPRに努め、積極的な観光客の招致を図ります。

3 地域交流（全国川西会議など）の発展と国際性豊かなまちの実現
--

(1) 住民主体の地域交流の発展と国際化推進

友好都市である兵庫県川西市、新潟県十日町市川西地区や山形県東置賜郡川西町との交流を継続・発展させていくとともに、住民の国際化や在住外国人への支援、NPOやボランティア活動支援、国際交流事業などによって住民が主体となった民間レベルでの国際化を推進します。

(2) 国際化のための基盤整備

案内板などの外国語表示、ガイドブック作成や生活情報の提供など国際化に対応したまちづくりに努めます。

■主な実施事業

事業名称	事業内容
中心市街地再整備事業	市街地再整備事業を推進し、都市の魅力づくりと拠点都市機能の向上を図ります。
近鉄結崎駅周辺整備事業	本町の玄関口である近鉄結崎駅周辺における商業や文化、情報の拠点としての魅力を高めるとともに、災害に強い快適な生活環境と賑わいのある市街地整備をめざします。
中心部商業活性化事業	都心部の活性化イベントへの支援、商業基盤整備への支援を行い、中心部の商業の活性化を図ります。
消費者行政の推進事業	国が実施する事業である国民生活の実態調査について、全国及び地域別に世帯の消費・所得・資産に係る水準、構造、分布などを明らかにすることを目的とした調査を行います。

3 広域交流の役割が果たせるまちづくり

◆現状と課題

○天理市、大和郡山市、磯城郡三宅町、生駒郡安堵町、北葛城郡河合町に境界を有する本町は自然と歴史文化のある豊かな田園都市として、広域的な就業の場、商業・娯楽・文化などとともに医療・福祉・教育・行政サービス拠点としての役割が期待されています。

このため、山辺広域行政圏の中核的な人間都市としての役割が果たせるよう充実した都市機能の構築が求められています。

○交通機能については、京奈和自動車道及び大和中央道の道路整備や、西名阪自動車道のスマートインターチェンジ整備により交通の利便性向上が見込まれています。また鉄道については、急行停車への条件整備を進め、公共交通機関の利用による交通政策の多様化を推し進めることが求められています。

○パソコン・携帯電話・インターネットの普及により、時間や距離の制約を超えて、交流や情報提供が可能となり、私たちの生活様式は大きく変化しています。自治体においても、そういったICT（情報通信技術）を活用し、行政区域を越えた取り組みによる行政サービスの向上や行政事務の効率化、高度化が求められているとともに、住民が情報化社会の恩恵を享受できる取り組みが求められています。

◆道路状況（平成23年3月31日現在）

	路線数	実延長 (m)	改良延長 (m)	改良率 (%)	舗装延長 (m)	舗装率 (%)	橋梁数	橋梁延長 (m)
1 級	4	5,454	4,573	83.8%	5,443	99.8%	4	130
2 級	8	6,711	3,050	45.4%	6,711	100.0%	10	74
その他	331	59,126	23,700	40.1%	55,970	94.7%	52	617

◆共にめざす目標

○時代潮流などの長期的な展望を見据えて、周辺地域からの期待に応えるとともに、山辺広域行政圏の広域交流拠点都市としての役割が果たせるまちづくりを進めるため、商業や娯楽、文化、教育、医療や福祉などの広域拠点機能の整備・拡充を図ります。

○また、本町の広域拠点機能を強化するため、多様な魅力を備えた新市街地の整備に努めます。

○都市発展の基礎となる交通機能については、広域から本町への安全で円滑な移動、地域内での安全で円滑な移動が可能となるように、町内道路整備を図ります。そのため幹線道路ネットワークの整備を進める一方で、公共交通の利便性の向上を図ります。

○県や県内自治体、その他行政機関との連携も含め、総合的な情報化施策の展開を図るとともにすべての住民が広く情報化社会の恩恵を享受できることをめざします。

○高齢化の進行や難病が増加傾向にあるなかで、磯城郡内に国保中央病院や奈良県総合リハビリテーションセンターなどの施設があることから、これらの高度医療情報ネットワークの構築やさらなる高度医療技術の研究開発機能の集積を図り、広域高度医療サービス機能と高度医療研究開発拠点機能が複合化した高度医療都市の実現をめざします。

◆施策

1 中核的な都市機能の充実強化

(1) 広域的視点を踏まえた都市計画の推進

都市の動向や基礎調査を踏まえた計画的で調和のとれた土地利用を図るために、非住居系を中心に用途地域の見直しを行うとともに、線引きなどの定期的な見直しを行います。

また、都市施設の決定や都市計画の見直しにあたっては、広域的な視点を踏まえます。

(2) 新たな広域拠点地区の整備

商業・娯楽・居住などの多様な機能を備えた複合的な都市空間の形成をめざし、鉄道や道路網と一体となった住・遊のバランスのとれた新たな広域拠点地区の整備を図ります。

2 総合的な交通体系の確立

(1) 総合的な交通施策の充実

本町の都市機能がより機能的で有効に発揮できるように、公共交通機関の利用促進、鉄道の機能強化や地域内交通システムなどの検討、更には自動車交通の適正化、バリアフリー化の促進などの総合的な交通施策を展開します。

(2) 広域公共交通体系の整備

近鉄結崎駅付近再整備事業の検討・推進、急行停車駅計画などによる利便性の向上や機能強化などの整備を図ります。

(3) 広域幹線道路ネットワークの整備

広域幹線道路の整備については、高規格道路の京奈和自動車道路への連絡道路など、広域道路網の整備を促進します。

3 高度情報通信基盤の整備

(1) 川西町地域（行政）情報化計画の策定

21世紀の高度情報化・高速通信社会を展望した地域（行政）情報化計画を策定し、その推進を図ります。

(2) ホームページの活用

インターネットの双方向性を活かし、ホームページ上での行政情報や行政サービスの提供に加え、行政と住民間との情報交流、情報共有の推進に努めます。また、高齢者、障害者等も含めて、誰もが必要な情報や行政サービスを支障なく利用できるよう、ホームページでのアクセシビリティの向上に努めます。

(3) 電子自治体の推進

奈良県電子自治体推進協議会で運営しているシステムを活用し、住民が自宅に居ながら申請・届出、施設予約、各種申し込みなど行政サービスを受けることのできるサービスの拡充に努めます。

4 高度医療地域に向けての連携

(1) 高次元医療サービス機能の充実

先端的医療研究機能を有するとともに、奈良の医療拠点としての役割を果たす、整形・脳・心臓外科等での全国トップレベルを誇る奈良県立医科大学及び同大学付属病院、身体機能回復訓練で知名度を有する奈良県総合リハビリテーションセンター、国保中央病院などの集積する地域特性を活かした、高度医療情報ネットワークの整備を促進し、広域医療サービス機能の充実強化に努めます。

(2) 高度医療・福祉研究開発機能の集積促進

医療機関などの集積という地域特性を活かし、医療福祉分野における高度医療・福祉研究開発機能の拠点化を図り、高度医療都市の実現をめざします。

5 川西の魅力をもつ人材ネットワークの充実

(1) 人材ネットワークの充実

役場を拠点として、幅広い分野において活躍している本町ゆかりの人々との人材ネットワークを充実し、文化・学術・経済情報などの収集活用を図るとともに、地域情報を提供し、本町の重要施策実現に向けて多様な連携を進めます。

6 地域間交流と連携の推進

(1) 山辺広域行政圏内の交流・連携推進

本町を中核的な文化田園・人間都市として生活圏を同じくする山辺広域行政圏については、山辺広域行政事務組合と密接な連携を図りながら、圏域の市町村との交流や連携を深め、圏域の中核的な文化田園・人間都市としての役割を果たします。

(2) 大和川流域連携の推進

流域市町村で組織された協議会への活動支援を通して、大和川流域住民相互の連携交流を促進します。

(3) 広域都市交流の推進

交流都市の兵庫県川西市、新潟県十日町市川西地区や山形県東置賜郡川西町などとの交流推進をはじめとして、広域都市間の交流を推進します。

■主な実施事業

事業名称	事業内容
結崎駅機能整備促進事業	本町の玄関口である近鉄結崎駅の利便性とバリアフリー化等、駅機能の整備促進のために関係機関への働きかけを行い、利用者にとって快適で安全な川西町の玄関口駅をめざします。
総合交通ネットワーク事業	公共交通機関の利便性向上やバリアフリー化を図り、利用を促進するとともに、自動車交通の適正化などを進め、定時性安全性の高い総合的な交通環境の形成を図ります。
周辺道路整備事業	都市の骨格となる京奈和自動車道とその周辺道路とのネットワークの改善を図ります。

第4章 基本計画推進にあたって

ともにめざす目標指標

区分	指標名	後期計画				
		現況	年度	目標	年度	備考
住民との協働・パートナーシップ	まちづくり評価制度の導入	未導入	H22	⇒ 導入	H28	

1 住民との協働によって築かれるまちづくり

◆現状と課題

これからのまちづくりにおいては、地方分権をはじめとする社会潮流や住民意識の変化等に対応しながら、住民と行政との協働によって築くまちづくりが求められています。

そのために、開かれた行政の視点を基に住民と行政とのコミュニケーションを適確に行いながら住民参加・参画の機会を十分に提供する必要があります。

また、協働の新たなしくみとして、地域住民が主体となって進める地域づくりやまちづくりを支援するとともにその成果を具体的に評価するために「行政評価制度」の導入など、協働のまちづくりを進めるための環境整備を図る必要があります。

さらに、団塊の世代といわれる60歳代の定年退職者の地域デビューを促進し、その知識と経験を地域づくりに活かす場づくり、機会づくりが求められます。

◆共にめざす目標

○広域的な視点に基づいた住民主体のコミュニティの育成を図るとともに、そのための支援体制の確立に努めます。

○個人情報の保護に努めながら、行政情報の公開制度の適正な運用に努めます。

○定年退職者をはじめ多様な住民の経験や知識を地域づくりに活かす場づくり、機会づくりに努めます。

◆施策

1 協働のまちづくりの推進

(1) 住民主体のまちづくりの支援

コミュニティの活動に対して、人材や活動ノウハウを提供するとともに、地域づくりと行政計画との調整など総合的な支援に努めます。

また、定年退職者の地域デビューを促進し、その知識と経験を地域づくりに活かす場づくり、機会づくりに努めます。

(2) 情報の的確な提供と施策への反映

広報「川西」及び町ホームページの内容充実に努めます。また、「川西町コスモス安全メール」を利用した情報配信サービスなど、多様な媒体による広報に努めます。

(3) 住民参加機会の拡充

各種委員会への住民参加などにより、住民の行政施策や事業への参加・参画を促進するとともに事業推進において住民との協働による事業推進に努めます。

(4) 行政評価制度の導入

施策事業の評価を行うために、事業目的と目標を明らかにするための指標を設定し、その達成度を定期的に評価する行政評価制度の導入を検討します。

2 行政の公平性と透明性の向上

情報公開制度の適正な運用を図り、行政情報の的確な公開・提供に努めます。

2 機能的で効率的な行政経営を進めるまちづくり

◆現状と課題

地方分権社会の進展に対応するために、自己決定、自己責任の行財政運営体制の確立が必要です。

財政面では財政基盤の強化とともに効率的な執行体制の構築が求められています。そのためには、適正・公平な課税と徴税収入の安定的な確保が必要です。このため、県との連携による徴収率の向上に向けた取り組みを検討します。

また、行政面では多様な行政ニーズに対応しながら行政事務の効率化を図る必要があります。そのためには、住民に多様なサービスで応えるとともに、効率的な行政機構を構築し、職員の能力の向上に努めながら適切な人員配置と人材の確保・育成などが必要です。

さらに、行政運営においては事業計画の進行管理システムの導入を図る必要があります。

◆施策

1 効率的な行財政運営

(1) 行政サービスの充実

住民が利用しやすい窓口サービスの提供に努めるとともに、各施策事業の適格性や必要性を十分に検討しながら、事業の専門性や効率性が必要な場合には民間委託や民間活力導入を図るなど、質の高い行政サービスの推進に努めます。

(2) 組織・機構の効率化

多様な行政ニーズへの対応と行政事務の省力化のために、簡素で効率的な組織・機構体制の構築に努めます。

(3) 財政運営の効率化と財政基盤の確立

徴税事務の適切化に努めるとともに税の公平性と安定性の確保に努めます。また、新たな財源確保のための町有資産の運用や国の制度改革の動きなどを見極めながら的確な制度

運営と財政基盤の安定化を図ります。また、県との連携を含めて徴収率の向上に向けた取り組みを検討します。

(4) 行政事務の迅速化と情報サービスの向上

行政サービスの迅速化のために行政情報の電子データ化を推進するとともに、庁内 LAN システムの強化など行政事務の効率化を推進します。

(5) 情報化で生じる課題への対応

情報公開制度の適正な運用を行い、本町が保有する個人データの徹底した保護・管理に努めます。また、ICT（情報通信技術）の進歩などともなう状況の変化に対応できるよう、電子文書や情報通信システムの安全対策の充実を図ります。

(6) 町公共施設の有効活用

町や地区が保有する施設などの有効活用を図るために、地区住民との協働による多様な利用を促進するとともに、施設の必要性に応じた処分などの対応を検討します。

2 人材の育成と確保

多様、高度化する行政ニーズに対応するために「川西町人材育成基本方針」に基づいた人材の育成・確保に努めるとともに、人事評価制度を導入し、職員の能力向上をめざします。

3 計画的行政の推進

総合計画で掲げられる各施策の重要度、必要性を勘案しながら実施事業の成果を評価するために、「行政評価制度」の導入を検討します。

3 周辺地域とともに歩むまちづくり

◆現状と課題

本町は山辺広域行政圏の中核的な位置にあることから、近隣市町との連携による種々の広域行政を推進してきましたが、住民の日常生活の拡大にともなって、単独のまちで提供できる行政サービスが限られてきており、今後さらに広域行政の必要性はますます高まるものと思われまます。

このため、本町の広域的な機能と役割を明確にするとともに、隣接自治体との連携と協力体制の強化を図りながら、より一層広域行政サービスの充実に努める必要があります。

◆施策

広域行政の推進

(1) 広域行政体制の推進

山辺広域行政圏の一部事務組合事業への積極的な参画を進めるとともに、各事業への協力と共有施設の有効活用に努めます。

(2) 広域的な連携

広域消防、福祉（磯城郡）、医療（国保中央病院）、教育（川西町・三宅町式下中学校組合）、廃棄物処理（天理市）などの広域行政サービスの向上に努めるとともに、隣接自治体との連携による広域窓口サービスや広域行政情報サービスの充実に努めます。

また、広域連携の効率化のために、ICT（情報通信技術）の活用に努めます。

(3) 新たな市町村の連携

合併せずにまちの独自性や文化を損なうことなく、同じような課題や目的を持つ市町村の連携の機運が高まっています。このため、県が進める「奈良モデル」事業の推進による行政サービスの向上と効率化をめざします

川西町第2次総合計画（後期基本計画）

資料編

川西町第2次総合計画審議会委員名簿（敬称略）

◆委員

	職名	氏名
1	川西町基本構想審議会会長（川西町都市計画審議会代表）	松本ひろ子
2	川西町議会議長	大植正
3	川西町議会総務建設経済委員会委員長	中嶋正澄
4	川西町自治連合会代表	上原大洋
5	川西町商工会代表	上田新吾
6	川西町農業委員会代表	村井克己
7	川西町婦人会代表	島田和江
8	川西町教育委員会委員長	森本圭司
9	川西町民生児童委員会代表	巽 安子
10	川西町老人クラブ女性部代表	小倉鈴香
11	学識経験者（奈良県市町村振興課参事）	上田博文
12	学識経験者（奈良県桜井土木事務所計画調整課長）	西岡純一郎

川西町長期基本構想審議会条例

平成 2 年 6 月 28 日

条例第 12 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3

項の規定に基づき、川西町長期基本構想審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ、川西町長期基本構想に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 30 名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 町議会議員
- (2) 一般住民(町民)
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは解任されるものとする。ただし役職により任命されている委員がその役職を退いたときは、委員の職を辞任したものとみなす。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 5 条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務部企画財政課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年条例第19号)

この条例は、平成18年7月1日から施行する。

審 議 会 諮 問

平成23年10月7日

川西町長期基本構想審議会

会長 松本ひろ子 様

川西町長 上田直朗

川西町第2次総合計画・基本構想及び後期基本計画について（諮問）

川西町の総合的かつ計画的な行政運営と健全な財政運営の中で、時代に沿った特色ある川西町のまちづくりを進めるにあたって、その指針となる川西町第2次総合計画・基本構想及び後期基本計画について、貴審議会の答申を受けたいので諮問致します。

審 議 会 答 申

平成24年2月15日

川西町長上田直朗様

川西町長期基本構想審議会

会長 松本ひろ子

川西町第2次総合計画・基本構想及び後期基本計画について（答申）

平成23年10月7日を以って諮問のありました川西町第2次総合計画・基本構想及び後期基本計画について、本審議会として慎重かつ活発に審議を行った結果、別添「川西町第2次総合計画（基本構想・後期基本計画）」のとおり取りまとめましたので答申します。

なお、本総合計画の推進にあたっては、下記事項に留意され、その実現に向かって邁進されることを希望します。

記

1. 本総合計画については、あらゆる機会を通して住民への周知に努めるとともに、実施にあたっては、積極的に住民の参画を得る中で、「自分たちの地域は自分たちで良くしよう」という自助・共助・公助の精神に基づいた住民活動への支援に努められたい。
2. 本総合計画を実現するにあたっては、時代の潮流に的確に対処するとともに、『にぎわいやすらぎうるおいのあるまちかわにし』を具体化するために、基本計画並びに長期的な財政見通しに立った実施計画のもと、効率的な事業運営を進められたい。
3. 諸施策を推進する上で、国・県との連絡調整及び、近隣市町村との連携を密にし、一層強化されたい。

川西町第2次総合計画（後期基本計画）策定経過

平成23年6月22日	第1回事務局策定方針会議 策定スケジュール等
平成23年7月5日	第2回事務局策定方針会議 前期基本計画の調査（点検シート）について
平成23年7～8月	前期計画点検シートによる各課ヒアリングの実施
平成23年8月	川西町長期基本構想審議会委員選任
平成23年9月2日	第3回事務局策定方針会議 住民アンケート調査について
平成23年9月30日	第4回事務局策定方針会議 審議会開催準備について
平成23年10月7日	第1回総合計画審議会の開催 (1) 総合計画（後期基本計画）策定の趣旨について (2) 総合計画の概要 (3) 旧唐院小学校跡地及び周辺地域の土地利用について
平成23年11月10～30日	まちづくりアンケートの実施
平成23年12月20日	第2回総合計画審議会の開催 (1) まちづくりアンケート調査中間報告 (2) 唐院小学校周辺地権者アンケート調査中間報告 (3) 前期基本計画の進捗と新たな課題について (4) 後期基本計画の素案について (5) ゾーン変更について
平成24年2月15日	第3回総合計画審議会の開催 (1) 総合計画後期基本計画案について (2) まちづくりアンケート調査最終報告について (3) 唐院小学校周辺地権者アンケート最終報告について
平成24年3月	川西町議会報告 (1) ゾーニングの拡充 (2) 後期基本計画

**川西町第2次総合計画
(後期基本計画)**

平成24年(2012年)3月

発行 奈良県川西町

まちづくり推進課

〒636-0202

奈良県磯城郡川西町大字結崎28番地の1

電話 0745-44-2211

FAX 0745-44-4734
